

I 総論

**(第4次沼津市地域福祉計画・
第5次沼津市地域福祉活動計画 共通)**

第1章 計画策定にあたって

1. 沼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定主旨

地域福祉とは、地域において誰もがしあわせに暮らせる社会をつくることです。

この地域福祉の推進に向けて、将来的なビジョンをもって事業やサービスを展開するため、沼津市では平成16年に第1次となる「沼津市地域福祉計画」を策定して以降、平成23年に「第2次沼津市地域福祉計画」、平成28年に「第3次沼津市地域福祉計画」を策定しました。

また、沼津市社会福祉協議会では、平成7年に第1次となる「沼津市地域福祉活動計画」を策定して以降、平成18年、平成23年、平成28年にそれぞれ第2次から第4次となる「沼津市地域福祉活動計画」を策定しました。

これらの計画に基づき、沼津市と沼津市社会福祉協議会は、互いに連携しながら、地域福祉の推進に向けて様々な事業やサービスを展開してきました。

近年、地域福祉を取り巻く環境は、高齢化の進行や単独世帯の増加、社会的孤立などの影響により複雑化した課題や障害者支援、子育て支援などの多様化したニーズの高まりにより、単一の制度のみでは解決が困難な複合化した課題がみられ、これまで以上に、制度・分野ごとの縦割りや支え手と受け手という関係を超えた包括的な支援が必要となっています。

さらに、自然災害や感染症の拡大などの非常事態への対策も考慮した、より安全・安心に暮らせる社会が求められています。

こうした中、住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らすためには、家族、地域、行政、事業者や市内で活躍するあらゆる人々がつながりを持ち、互いに支え合うことがより一層大切になります。

現行計画である「第3次沼津市地域福祉計画」・「第4次沼津市地域福祉活動計画」の計画期間が令和3年3月で終了となることから、本市における現状を踏まえ、誰もがしあわせに暮らせる地域社会を目指し、今後の地域福祉における方向性や基本的な施策について新たに定める「第4次沼津市地域福祉計画」・「第5次沼津市地域福祉活動計画」を策定します。

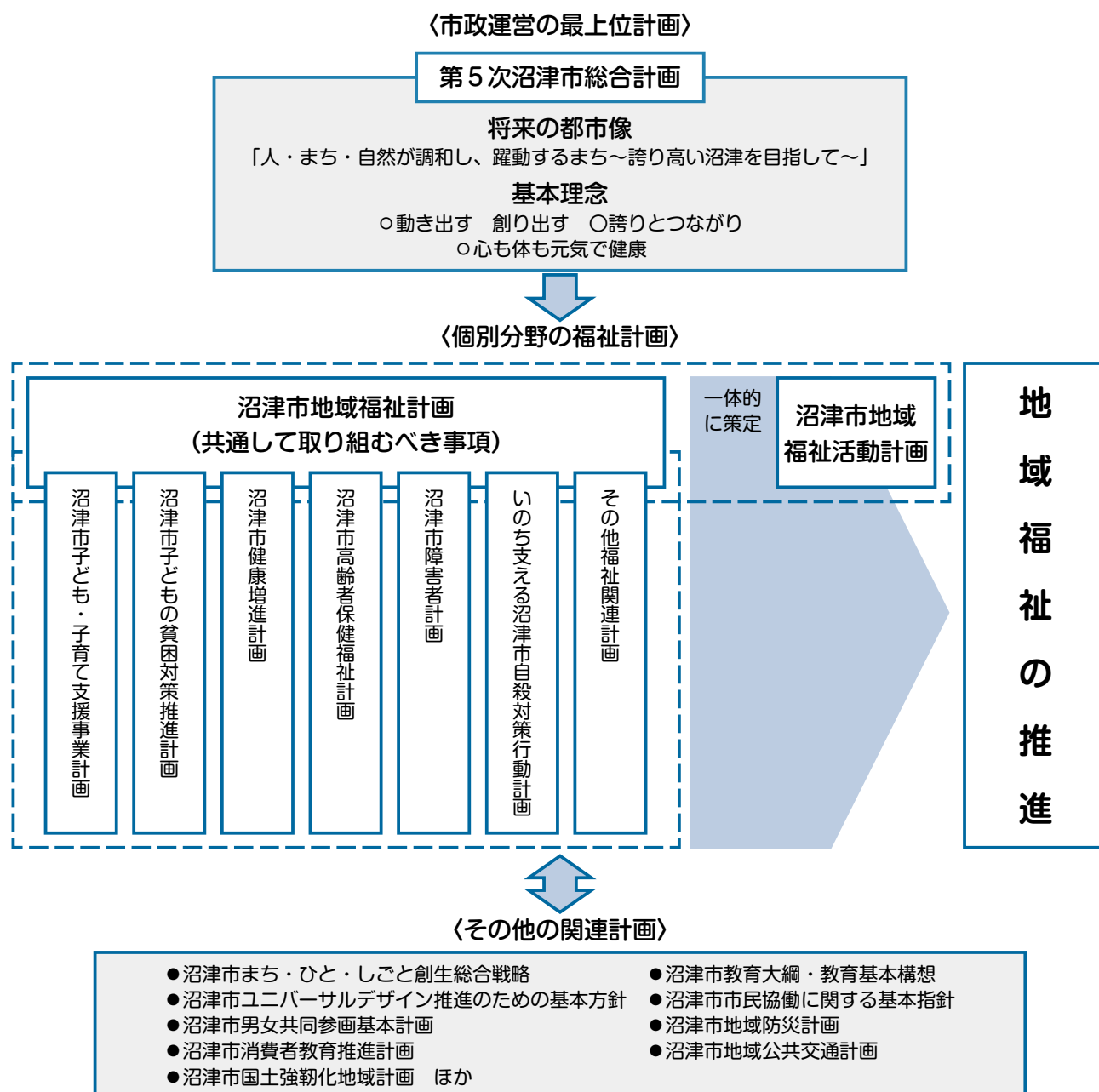
2. 計画の位置づけ

沼津市地域福祉計画は、沼津市総合計画を上位計画とした地域福祉に関する個別計画として位置づけられます。

また、社会福祉法においては、市町村が定める地域福祉計画は、地域における高齢者、障害者、児童その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むことと規定されていることから、各福祉計画の施策の具現化を図るための指針となる上位計画に位置づけるものとし、併せて、その他関連する計画との整合性を図ります。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、市民や民間の自主的な福祉実践計画として本市の地域福祉計画と策定過程から理念や方向性を共有し、各種事業においても連携しながら実施することで、より効果的な施策の推進を図ります。

そのため、両計画を一体的なものとして策定します。



3. 計画の期間

計画期間は、国が示したガイドラインを参考とし、現行計画と同様に5か年（令和3年度から7年度）とします。

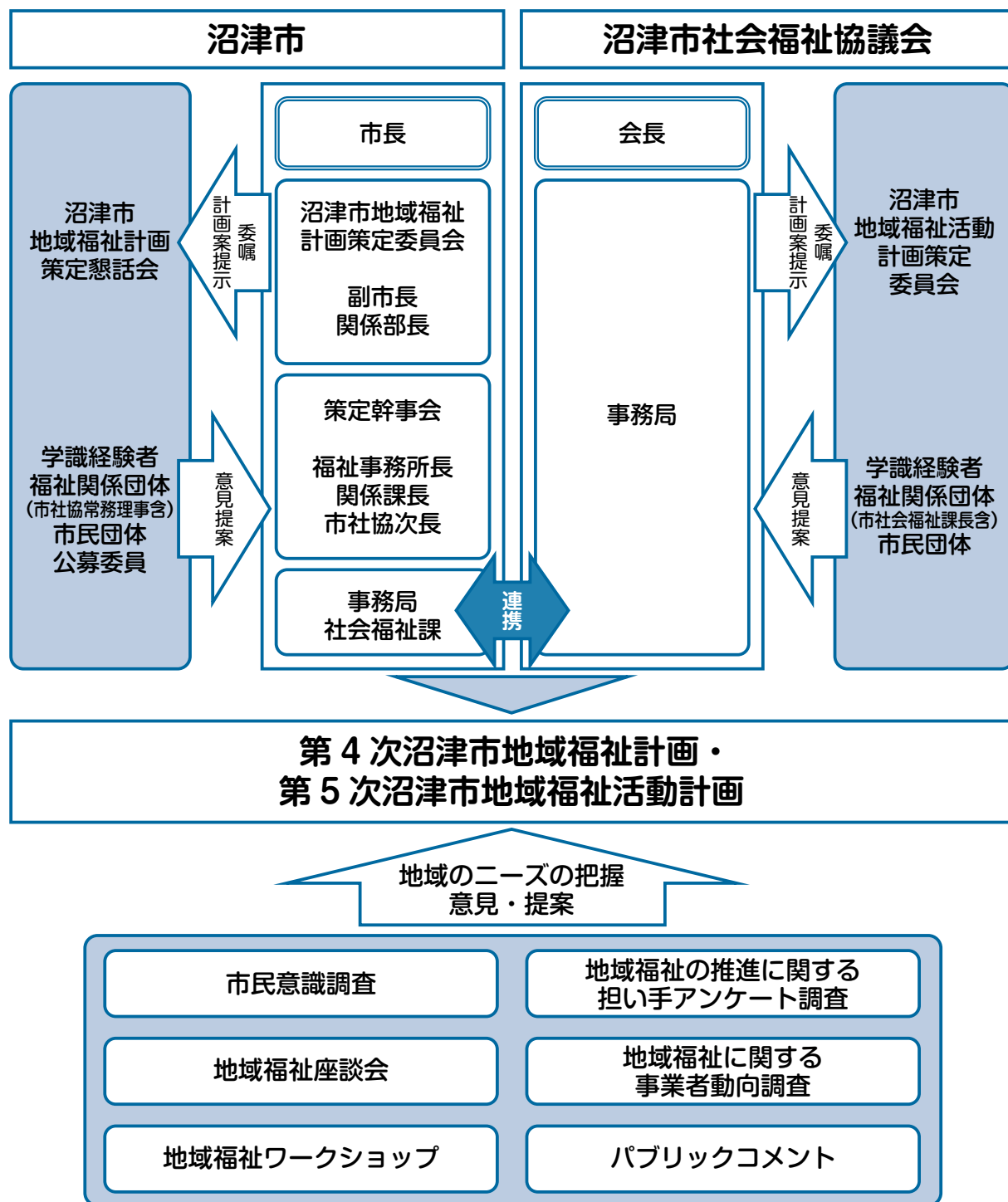
また、社会情勢の変化や関連する他の個別計画との整合を図りながら、必要に応じてその内容を見直します。

計画名	年 度								
	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9
総合計画	第4次計画		第5次計画（令和12年度まで10年間）						
	後期推進計画		前期推進計画					後期推進計画	
地域福祉計画	第3次計画		第4次計画 第5次計画					次期計画	
地域福祉活動計画	第4次計画								
子ども・子育て支援事業計画	前計画	第2期計画					次期計画		
子どもの貧困対策推進計画	現行計画					次期計画			
健康増進計画	前計画		第2次計画					次期計画	
高齢者保健福祉計画	第8次計画		第9次計画			次期計画			
障害者計画	第4次計画					次期計画			
いのち支える自殺対策行動計画	現行計画					次期計画			

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、市役所内の関係部署の職員で構成する策定委員会・幹事会を組織するとともに、学識経験者や福祉関係団体など外部有識者により構成される検討組織を設置し、計画案に対する意見・提案をいただきました。

また、市民や福祉関係者、市内事業者への各種調査や地区社会福祉協議会の皆様を対象とした地域福祉座談会、ワークショップなどを開催し、地域ニーズの把握や市民の意見を反映しました。



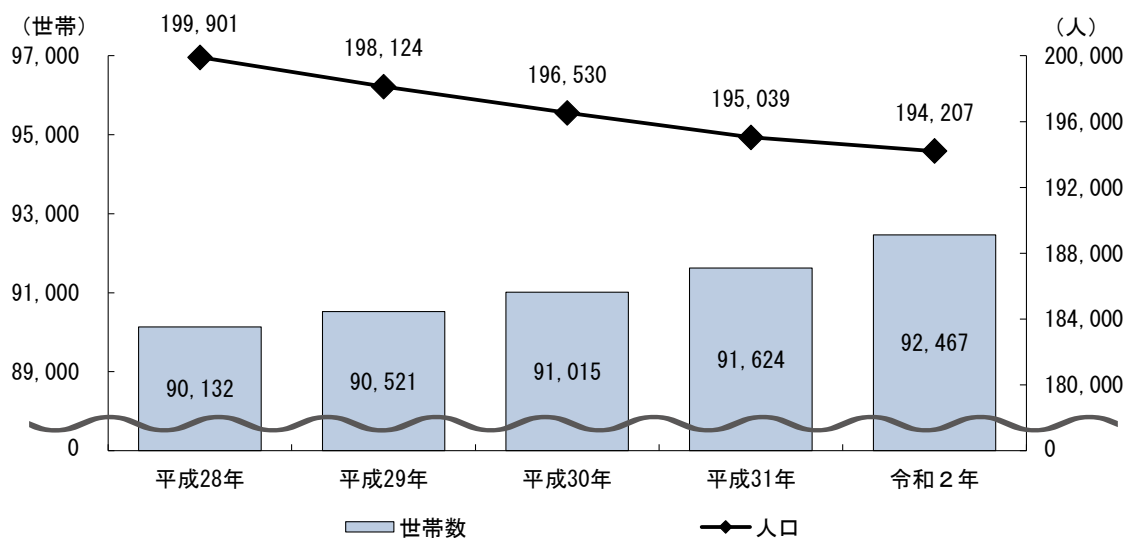
第2章 沼津市の現状

1. 沼津市の概況について

（1）人口・世帯の状況

人口と世帯の推移

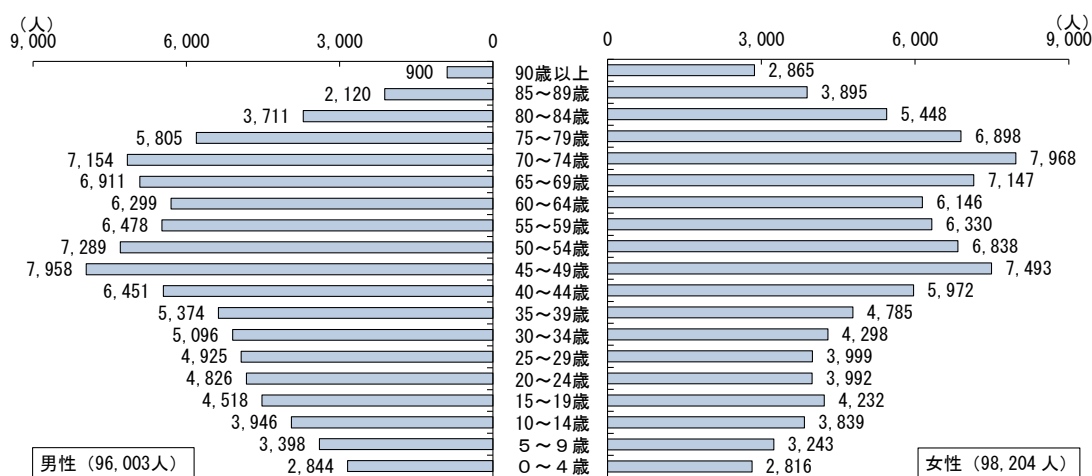
本市の人口は、年々減少傾向にあり、令和2年3月末時点では194,207人となっています。一方で世帯数は増加傾向にあります。



資料：ICT推進課（各年3月31日現在 外国人を含む）

年齢階級別人口ピラミッド

令和2年3月31日現在の年齢階級別人口ピラミッドでは、男女ともに、65～74歳の人口及び45～54歳の人口が多くなっています。

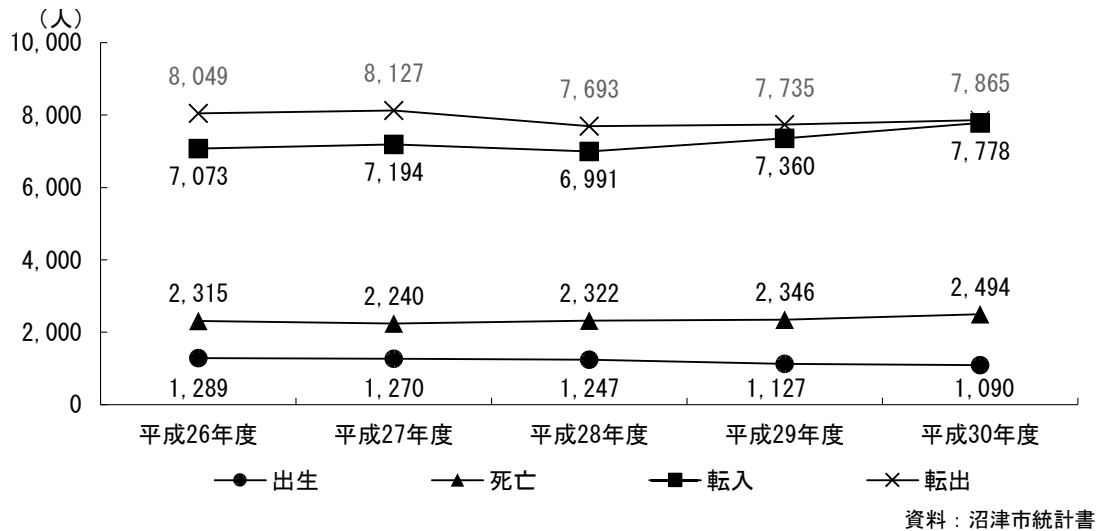


資料：ICT推進課（令和2年3月31日現在）

自然動態と社会動態

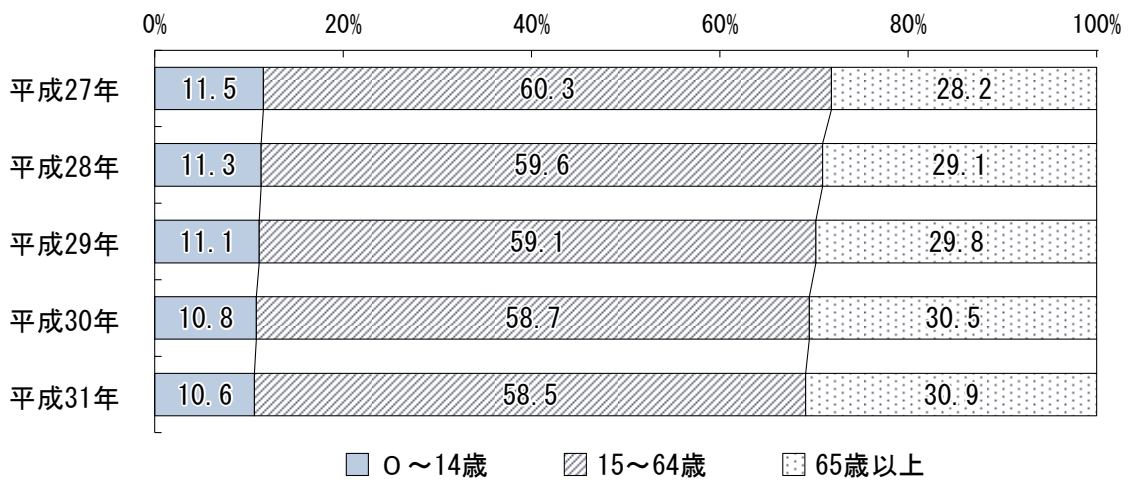
本市の自然動態は、死亡数が出生数を上回る状態が続いており、平成30年度では死亡数が出生数を1,404人上回っています。

社会動態は、転出数が転入数を上回る状態が続いておりますが、その差は縮小傾向にあります。



年齢3区分率の推移

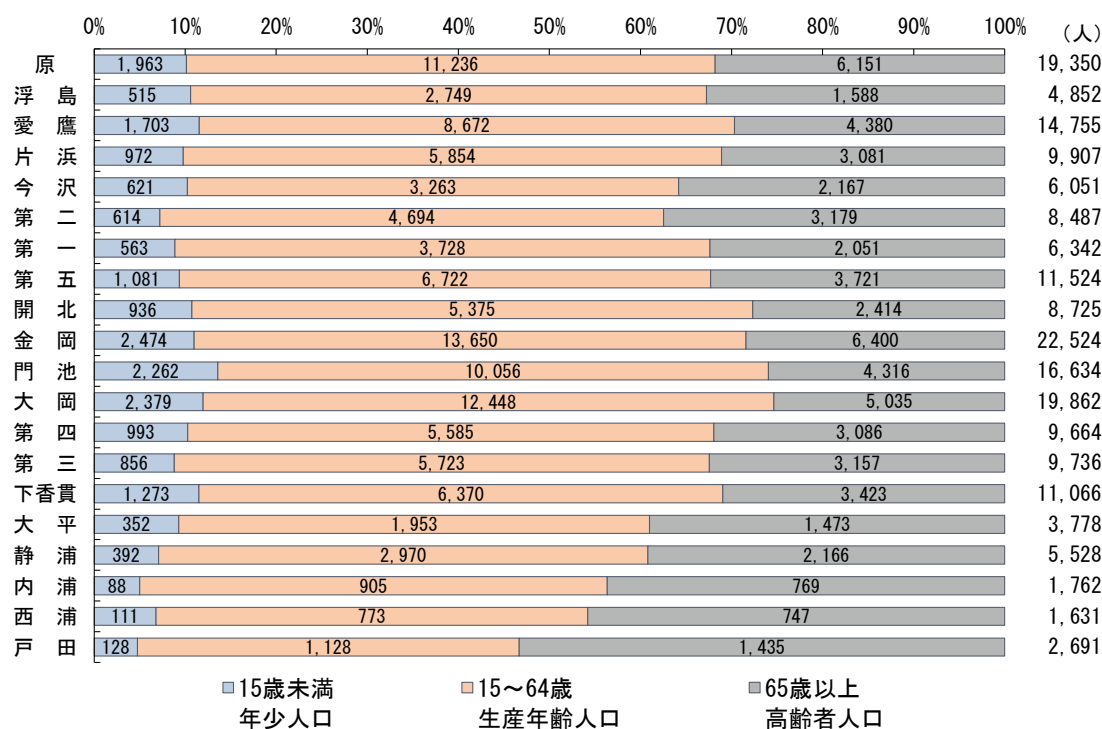
本市の年齢3区分率は、65歳以上人口が占める割合が年々増加しています。



地域別年齢3区分別人口

各地域の年齢3区分率は、地域により大きく異なり、特に第二や大平、三浦、戸田地区での高齢者の割合が高くなっています。

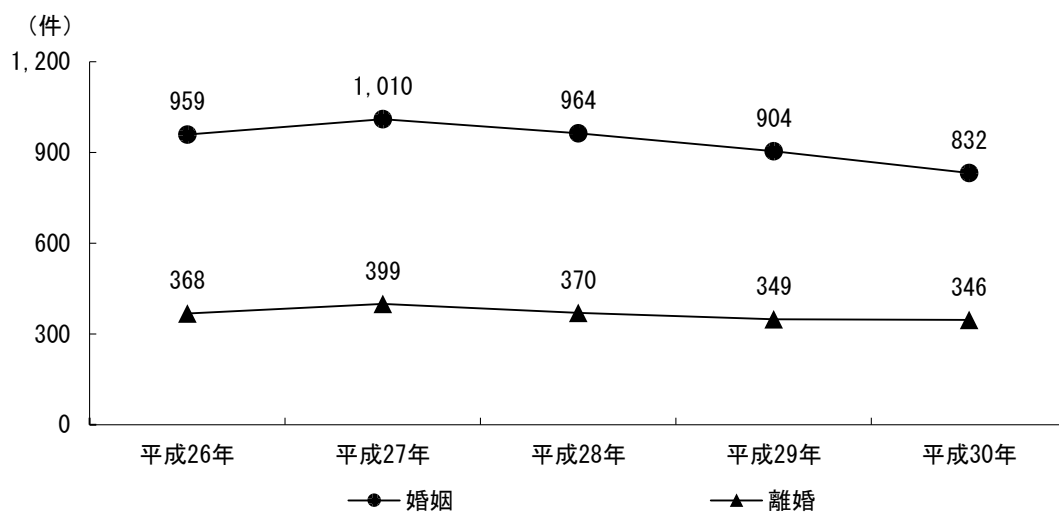
地区社会 福祉協議会	地区別 人口（人）	15歳未満 年少人口		15～64歳 生産年齢人口		65歳以上 高齢者人口	
		（人）	構成比	（人）	構成比	（人）	構成比
原	19,350	1,963	10.1%	11,236	58.1%	6,151	31.8%
浮島	4,852	515	10.6%	2,749	56.7%	1,588	32.7%
愛鷹	14,755	1,703	11.5%	8,672	58.8%	4,380	29.7%
片浜	9,907	972	9.8%	5,854	59.1%	3,081	31.1%
今沢	6,051	621	10.3%	3,263	53.9%	2,167	35.8%
第二	8,487	614	7.2%	4,694	55.3%	3,179	37.5%
第一	6,342	563	8.9%	3,728	58.8%	2,051	32.3%
第五	11,524	1,081	9.4%	6,722	58.3%	3,721	32.3%
開北	8,725	936	10.7%	5,375	61.6%	2,414	27.7%
金岡	22,524	2,474	11.0%	13,650	60.6%	6,400	28.4%
門池	16,634	2,262	13.6%	10,056	60.5%	4,316	25.9%
大岡	19,862	2,379	12.0%	12,448	62.7%	5,035	25.3%
第四	9,664	993	10.3%	5,585	57.8%	3,086	31.9%
第三	9,736	856	8.8%	5,723	58.8%	3,157	32.4%
下香貫	11,066	1,273	11.5%	6,370	57.6%	3,423	30.9%
大平	3,778	352	9.3%	1,953	51.7%	1,473	39.0%
静浦	5,528	392	7.1%	2,970	53.7%	2,166	39.2%
内浦	1,762	88	5.0%	905	51.4%	769	43.6%
西浦	1,631	111	6.8%	773	47.4%	747	45.8%
戸田	2,691	128	4.8%	1,128	41.9%	1,435	53.3%
沼津市全域	194,869	20,276	10.4%	113,854	58.4%	60,739	31.2%



資料：市民課（令和2年1月1日現在）

婚姻件数と離婚件数の推移

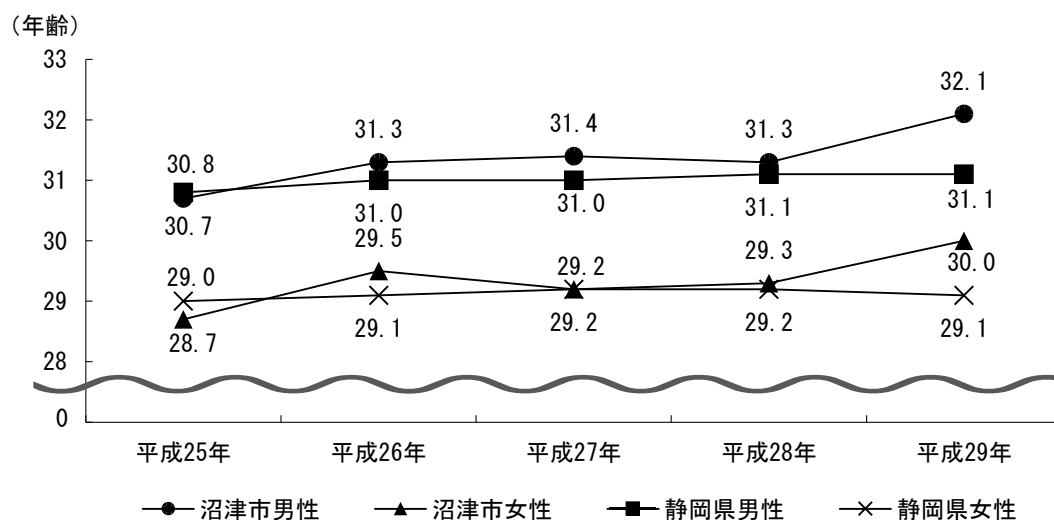
婚姻件数、離婚件数は、平成27年以降、減少傾向にあります。



資料：静岡県人口動態統計（各年）

平均婚姻年齢（初婚）の推移

初婚における平均婚姻年齢は、男女ともに年々上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいます。



資料：静岡県人口動態統計（各年）

世帯構成別の世帯数の状況

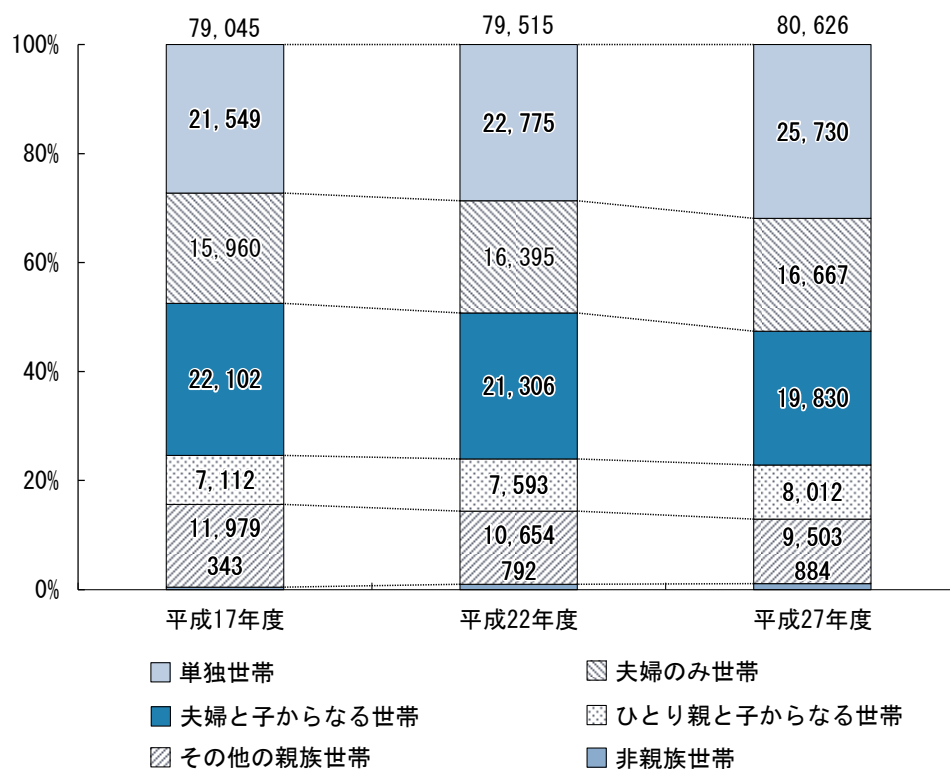
世帯構成別の世帯数は、単独世帯が増加しており、平成27年には25,730世帯と、平成22年に比べ2,955世帯増加しています。

核家族世帯の中では、夫婦のみ世帯及びひとり親と子からなる世帯は増加していますが、夫婦と子からなる世帯は減少しています。

1世帯あたりの親族人員は、減少傾向がみられ、平成27年には2.37人です。

上段：世帯、下段：構成比（％）

	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	79,045	79,515	80,626
	100.00%	100.00%	100.00%
単独世帯	21,549	22,775	25,730
	27.26%	28.64%	31.91%
核家族世帯	45,174	45,294	44,509
	57.15%	56.96%	55.20%
夫婦のみ世帯	15,960	16,395	16,667
	20.19%	20.62%	20.67%
夫婦と子からなる世帯	22,102	21,306	19,830
	27.96%	26.79%	24.60%
ひとり親と子からなる世帯	7,112	7,593	8,012
	9.00%	9.55%	9.94%
その他の親族世帯	11,979	10,654	9,503
	15.15%	13.40%	11.79%
非親族世帯	343	792	884
	0.43%	1.00%	1.10%
1世帯あたりの親族人員（人）	2.59	2.50	2.37

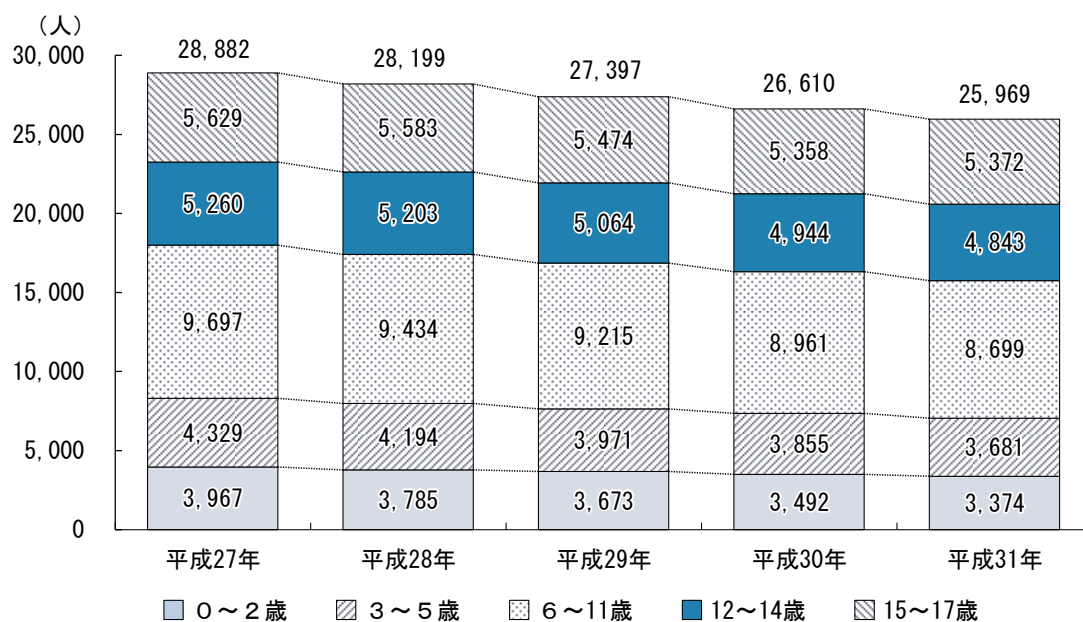


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 子どもの状況

乳児・幼児、少年数の推移

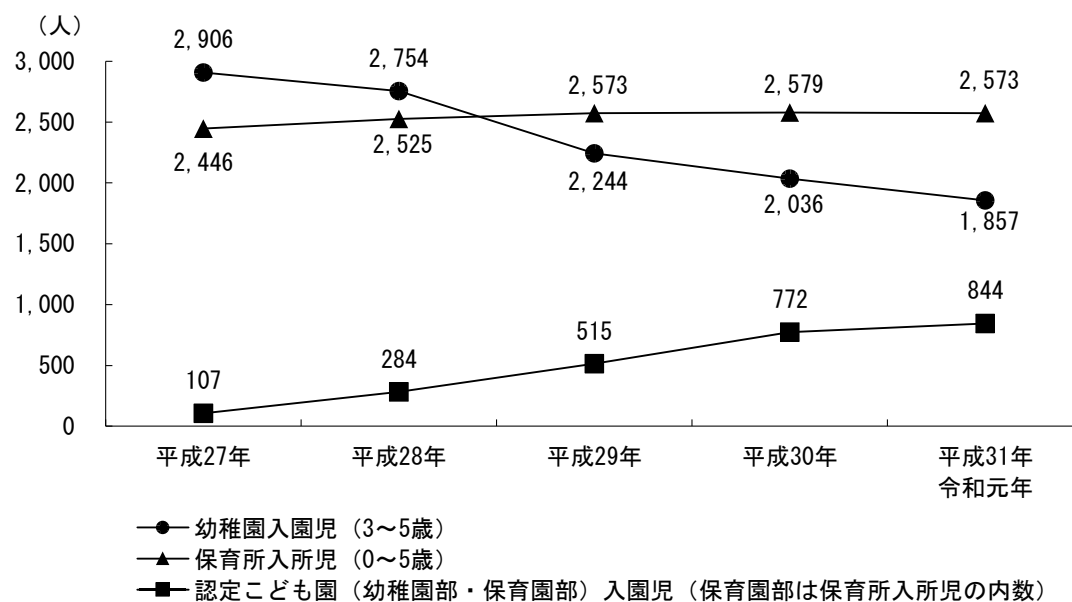
18歳未満の児童数は、すべての年代において毎年減少傾向にあります。



資料：ICT推進課（各年4月1日現在）

保育所等児童数の推移

保育所の入所児、認定こども園の入園児が増加傾向にあり、幼稚園の入園児が減少傾向にあります。



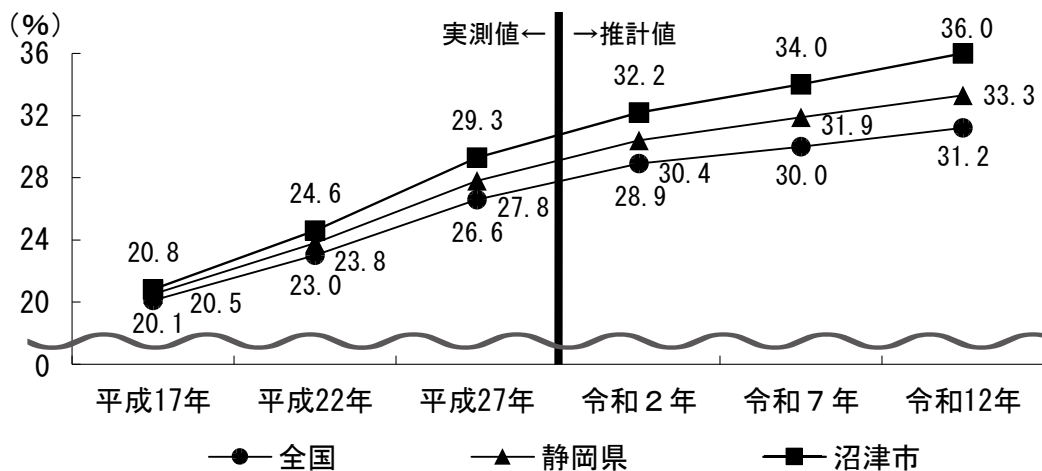
資料：統計資料「沼津市の福祉」（各年4月1日現在）
（幼稚園は各年5月1日現在）

（3）高齢者の状況

高齢化率の推移

本市の高齢化率は、国、県と同様に上昇傾向にあります。

（高齢化率：人口のうち65歳以上の占める割合）



資料：国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成30年3月）

一人暮らし高齢者

一人暮らし高齢者数は、増加傾向にあります。

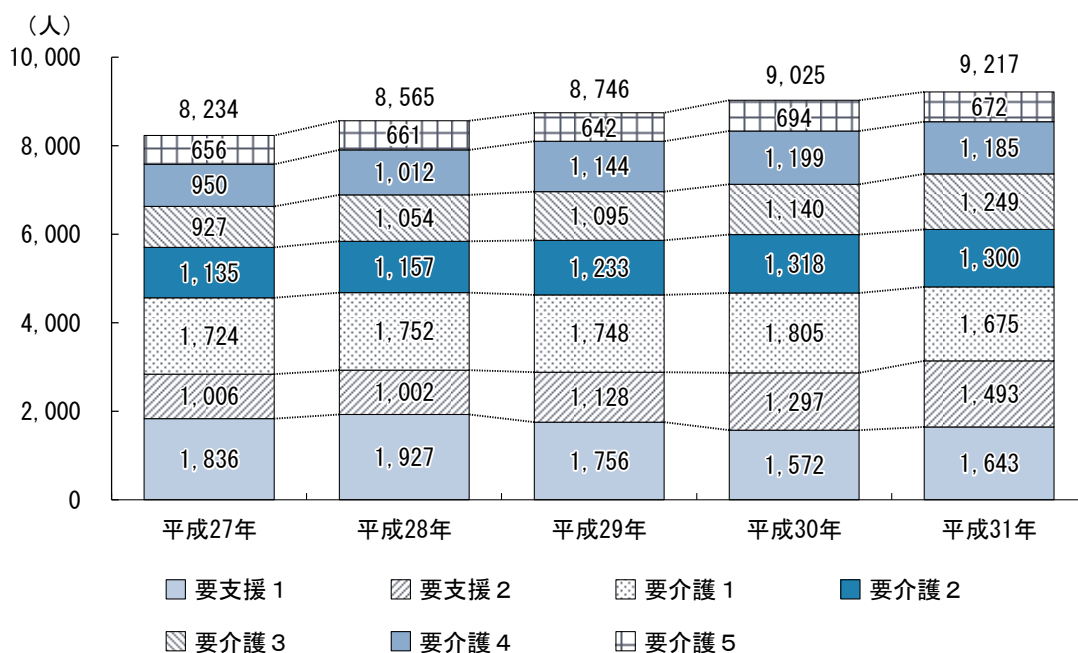
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
調査対象	65歳以上			70歳以上	
一人暮らし高齢者（人）	7,209	7,397	7,818	6,555	6,869

※平成27～29年データ：対象年齢65歳以上、平成30年、令和元年データ：対象年齢70歳以上

資料：統計資料「沼津市の福祉」（各年9月）

要介護・要支援認定者数

要介護・要支援認定者数は、年々増加しています。



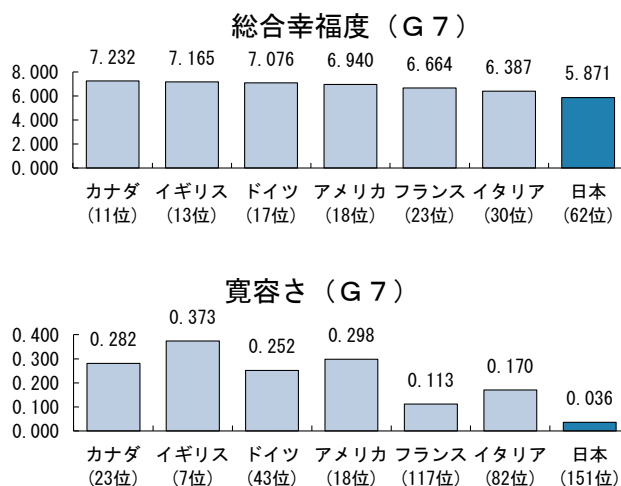
資料：統計資料「沼津市の福祉」（各年3月31日現在）

支え合いによるしあわせな超高齢社会

日本は超高齢社会（総人口のうち65歳以上の人が21%を超える社会）に突入し、社会課題とされていますが、誰もが長生きできることは本来、素晴らしいことです。

しかし、国連の「世界幸福度報告」において、日本の幸福度は高くありません（G7中最下位、153か国中62位）。特に、「寛容さ」（チャリティー等、困っている人に手助けすることが基準）が低いことに原因があるとされています。

支え合いの地域を作り、誰もがさらにしあわせに暮らせる社会を目指しましょう。



出典：World Happiness Report 2020 (United Nations)

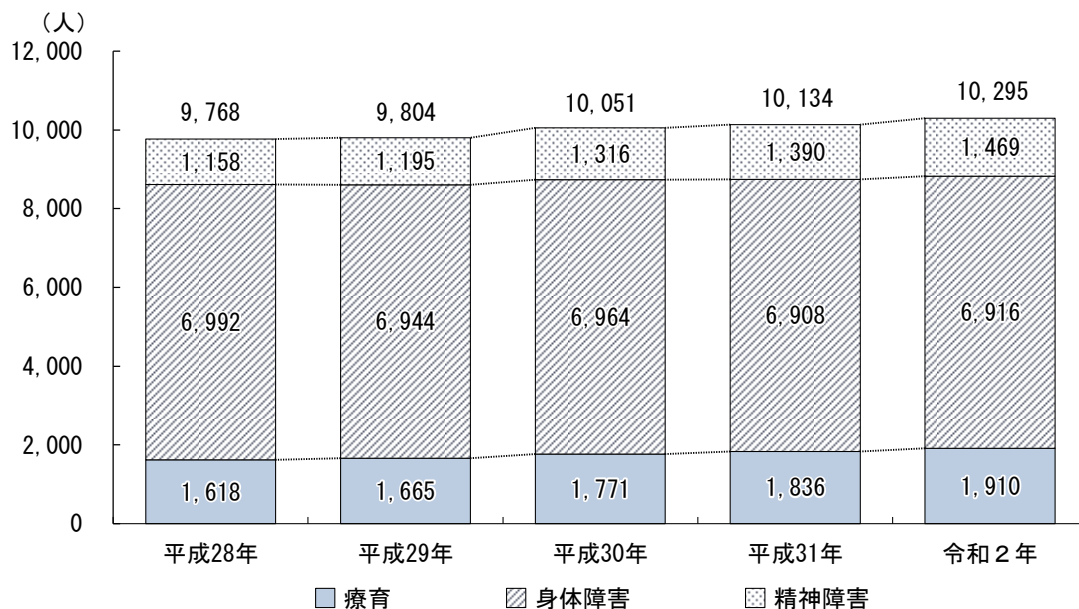
世界幸福度報告における幸福度の基準



（４）障害者の状況

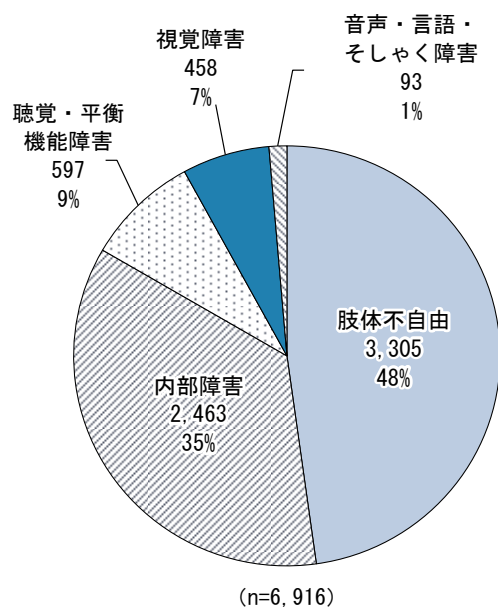
障害者手帳取得者数の推移

障害者手帳の取得者は、身体が横ばいで推移しており、療育（知的障害）、精神は増加しています。

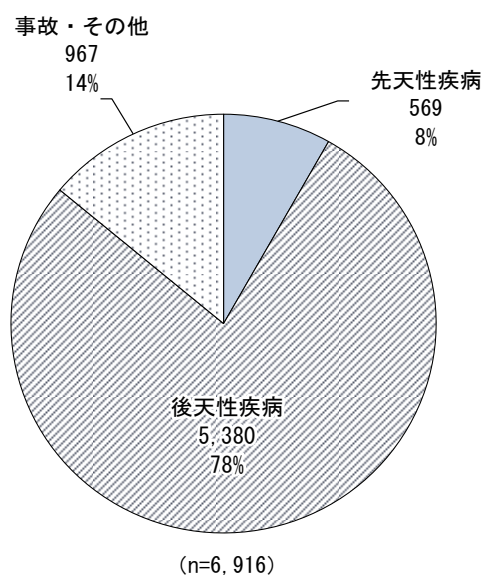


資料：統計資料「沼津市の福祉」（各年3月31日現在）

身体障害者手帳取得者の内訳



人数 (人)
比率 (%)

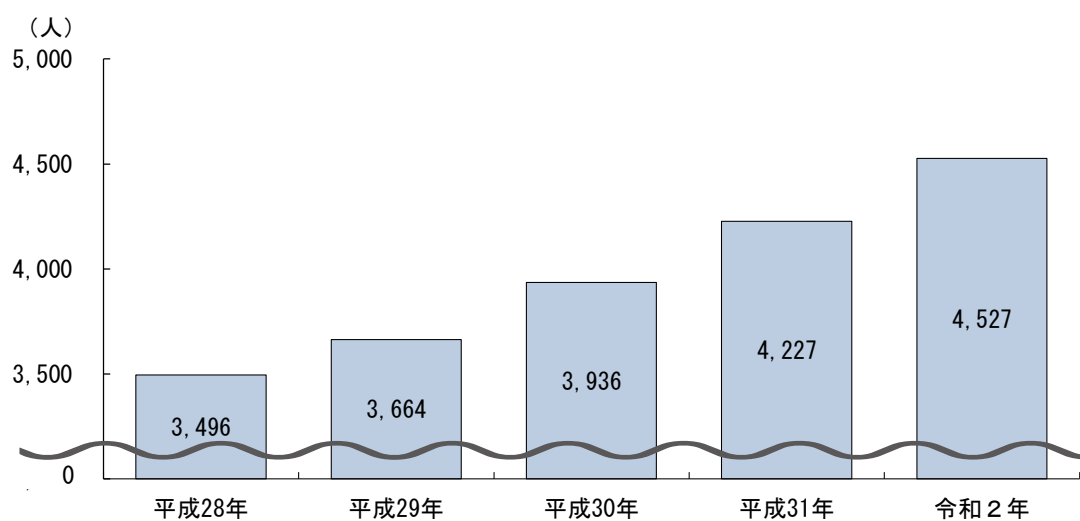


資料：障害福祉課（令和2年3月31日現在）

(5) 外国人の状況

外国人登録人口

外国人人口は、平成31年には4,000人を超え、5か年で1,000人以上増加しています。

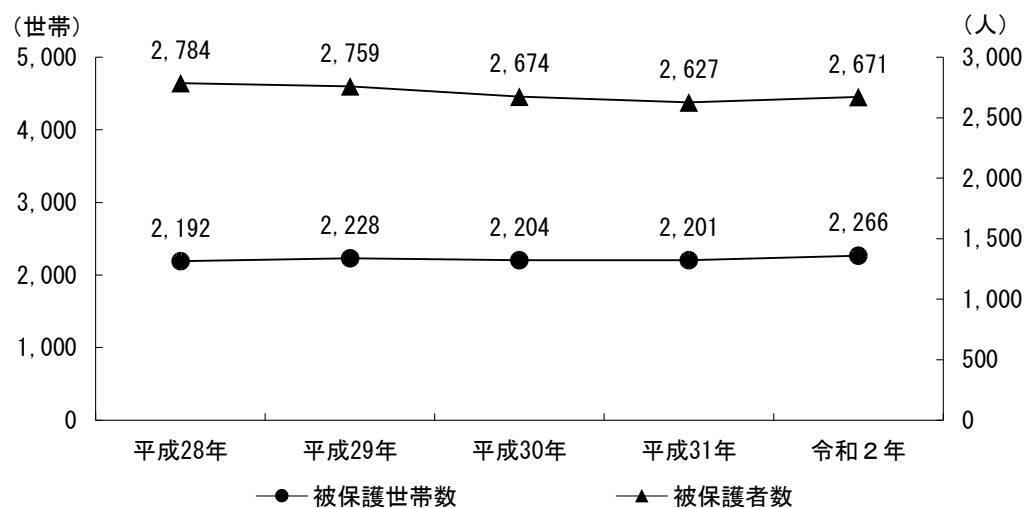


資料：市民課（各年3月31日現在）

(6) その他の支援の必要な人の状況

生活保護世帯・人数

被保護者数は、減少傾向にありましたが、令和2年に増加しています。被保護世帯数としては、増加傾向にあります。 ※停止世帯・人数含む



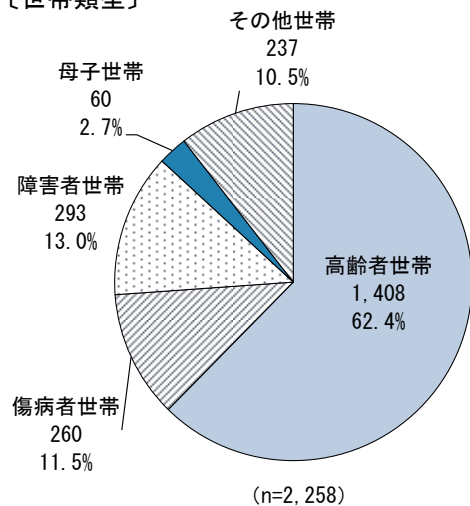
資料：統計資料「沼津市の福祉」（各年3月31日現在）

生活保護世帯類型・労働力類型

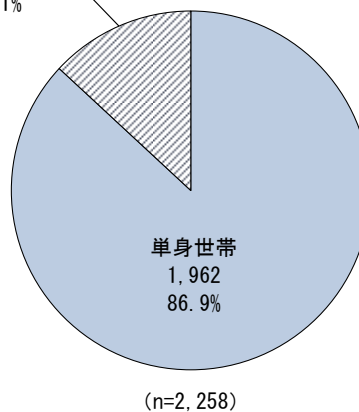
生活保護世帯の類型としては「高齢者世帯」の比率が高く、60%を超えています。

また、「単身世帯」及び「働いている者のいない世帯」の比率が高く、それぞれ80%を超えています。※停止世帯除く

〔世帯類型〕

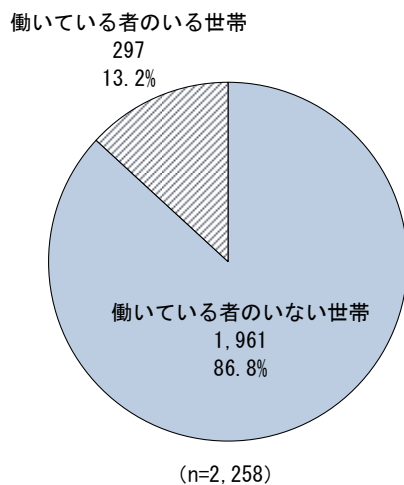


2人以上世帯
296
13.1%



世帯数（世帯）
比率（%）

〔労働力類型〕



資料：統計資料「沼津市の福祉」（令和2年3月31日現在）

2. 地域活動や福祉の担い手の現状について

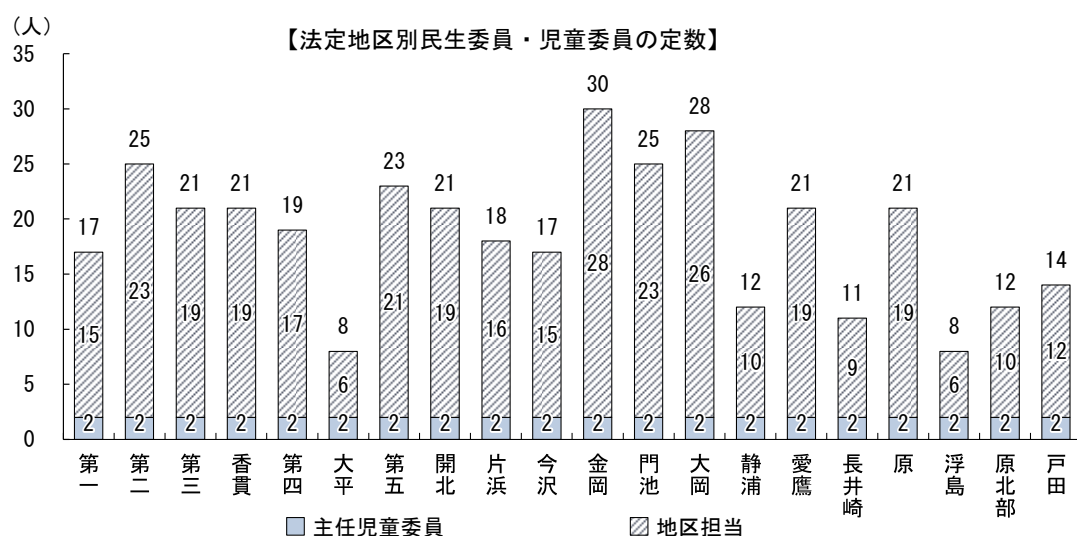
（1）民生委員・児童委員数

民生委員・児童委員の定数は、国の基準により定められ、地区の実情に考慮しながら、おおむね170世帯から360世帯ごとに一人とされています。

沼津市民生委員児童委員協議会は、市内20地区の法定地区民生委員児童委員協議会によって構成され、地域住民の見守りや相談、関係機関との連携などの活動をしています。

	平成22年	平成25年	平成28年	令和元年
定数（人）	360	367	369	372

3年ごとに一斉改選を実施 各年12月1日現在



資料：社会福祉課

（2）地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、介護や保健・医療、福祉などに関する地域の総合的な相談窓口として、地区ごとに地域包括支援センターを設置しています。

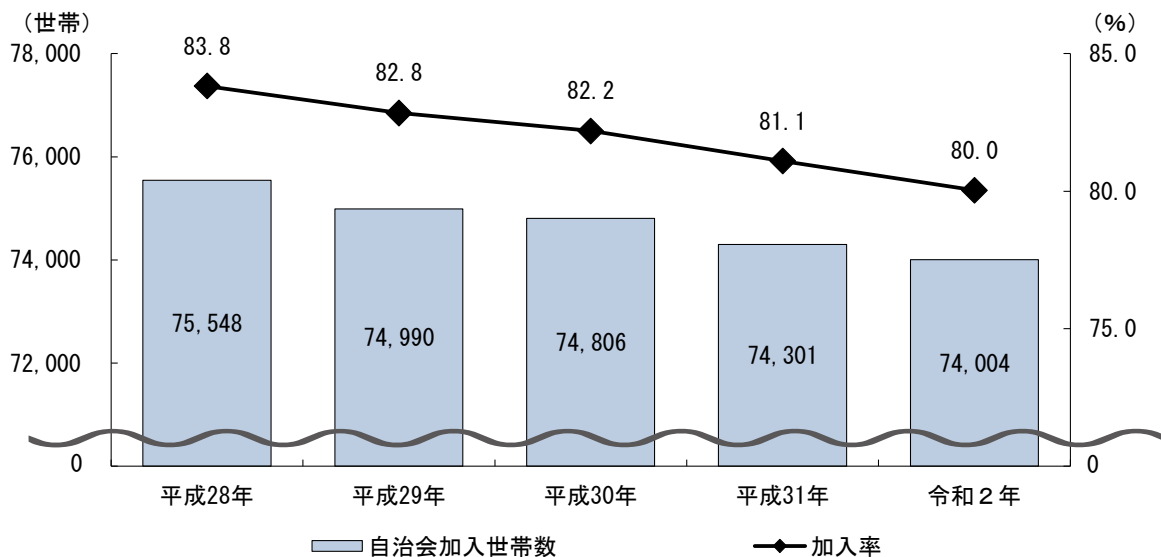
地 区	名 称
浮島・原	はら地域包括支援センター
愛鷹	あしたか地域包括支援センター
片浜の一部・今沢	片浜・今沢地域包括支援センター
金岡	かなおか地域包括支援センター
門池	かどいけ地域包括支援センター
大岡	きせがわ地域包括支援センター
第一・第二・片浜の一部	千本地域包括支援センター
第五	第五地域包括支援センター
香貫・大平・第三の一部	かぬき地域包括支援センター
第三の一部・第四	第三・第四地域包括支援センター
静浦・内浦・西浦・戸田	三浦・戸田地域包括支援センター
戸田	三浦・戸田地域包括支援センター戸田出張所

資料：長寿福祉課（令和2年度時点）

3. 地域活動の状況について

（1）自治会の状況

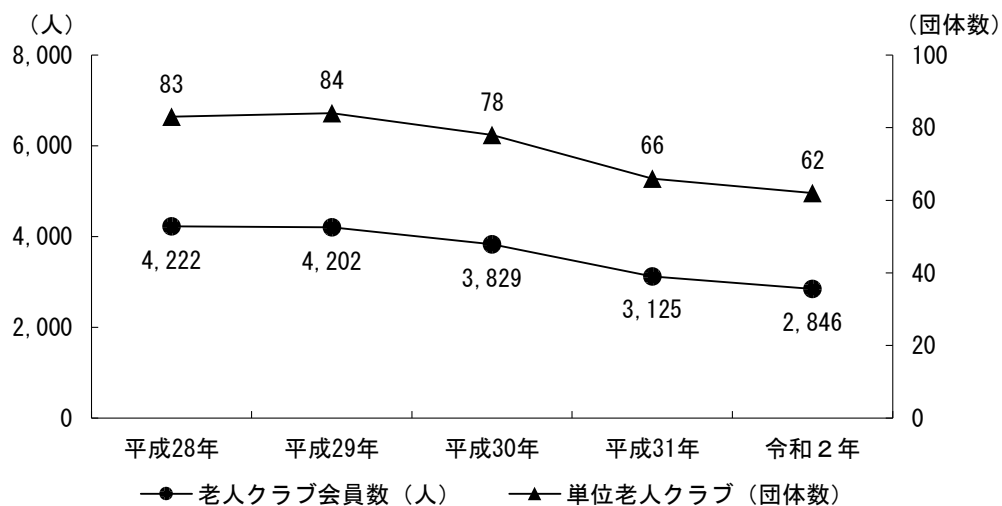
自治会への加入世帯数、加入率は、減少傾向にあります。



資料：地域自治課（各年4月1日現在）

（2）老人クラブの状況

老人クラブ数、会員数とも減少傾向にあります。



資料：統計資料「沼津市の福祉」（各年4月1日現在）

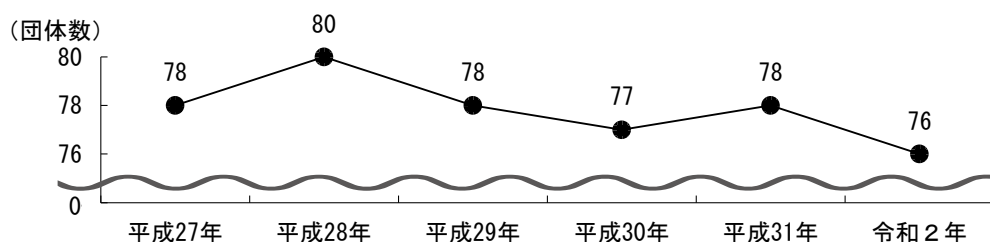
(3) NPO法人数

本市所管のNPO法人は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度末で76団体となっています。

保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	観光振興	農山漁村振興	学術、文化、芸術、スポーツ	環境の保全	災害救援	地域安全	人権擁護、平和	国際協力	男女共同参画社会	子どもの健全育成	情報化社会	科学技術	経済活動	職業能力、雇用機会	消費者保護	NPO活動の連絡、助言、援助	認証法人数
45	53	49	6	2	38	23	8	7	9	16	6	48	10	5	20	21	2	52	76

資料：地域自治課（令和2年3月31日現在）

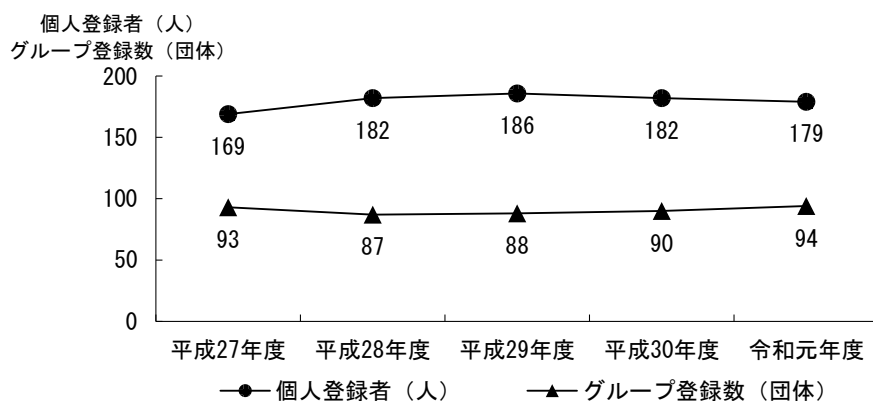
【所轄法人数】



資料：地域自治課（各年3月31日現在）

(4) ボランティア登録数

ボランティア登録数は、個人、グループともに横ばいで推移しています。



資料：沼津市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

ボランティアセンターについて

ボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点であり、ボランティア活動に関する相談窓口です。ボランティアを必要とする人とボランティアとして活動できる人をつなぐ役割を担っており、沼津市社会福祉協議会が運営しています。

◆活動内容

○相談・登録・紹介

ボランティアセンターでは、活動希望者の活動をスムーズに行うためボランティアの登録を行います。

- ① **相談** ボランティアに関する各種相談を受け付けます。

◎ボランティアをしたい人

どんなことならできるか
どのくらいの期間できるか
自分が興味のあることは何か
趣味や特技を生かせないか

◎ボランティアを必要としている人

困りごとを手伝ってくれる人を探している

- ② **登録** ボランティアセンターへ登録することにより、様々なボランティア情報が入手できます。また、ボランティア情報誌「ぺんぎん」を送付します。
- ③ **紹介** 既存の登録団体や福祉施設、福祉イベントなどの情報を提供し、活動場所を紹介します。

○人材の発掘及び育成研修

各種講座や養成講座を開催します。（Ⅲ 地域福祉活動計画参照）

○情報の発信

登録団体・個人（94団体、179人 R2.3.31現在）のボランティア情報を発信します。

◆ボランティア活動保険への加入

安心してボランティア活動ができるように保険の加入手続きを行っています。

ボランティア活動中の様々な事故による損害賠償責任を補償します。さらに後遺症障害にも対応します。

◆災害ボランティア本部

災害ボランティア本部は、災害発生時のボランティア活動を効率よく実施するために設置されます。

◆ボランティア連絡協議会

ボランティアの横のつながりを広げることを目的に、交流会、研修会を開催します。

(5) 各地区の日常生活圏の一覧

本市では、概ね中学校区を単位とした地域で団体ごとに様々な活動に取り組んでいます。各組織で構成される地区に違いが見られます。

連合自治会	コミュニティ 推進委員会	地区 社会福祉協議会	民生委員・児童 委員地区
28地区	18団体	20団体	20地区
原東部地区	原	原	原 原北部
原西部地区			
浮島地区	浮島	浮島	浮島
愛鷹地区	愛鷹	愛鷹	愛鷹
片浜地区	片浜	片浜	片浜
今沢地区	今沢	今沢	今沢
金岡中部地区	金岡	金岡	金岡
金岡西部地区			
門池地区	門池	門池	門池
大岡地区	大岡	大岡	大岡
第一地区	第一	第一	第一
本町地区	第二	第二	第二
第二地区			
千本地区			
第五地区南	第五	第五	第五
第五地区東			
第五地区西		開北	開北
第五地区開北			
第四地区東	第四	第四	第四
第四地区西			
第三地区中	第三	第三	第三
第三地区我入道		下香貫	香貫
第三地区下香貫			
大平地区	大平	大平	大平
静浦地区	静浦	静浦	静浦
内浦地区	内浦	内浦	長井崎
西浦地区	西浦	西浦	
戸田地区	戸田	戸田	戸田

【令和3年3月時点】

中学校	小学校	第5次総合計画 地域区分	地域包括支援センター
17校	24校	4地域	11箇所
原中学校	原東小学校	西部地域	はら
	原小学校		
浮島中学校	浮島小学校		あしたか
愛鷹中学校	愛鷹小学校		
片浜中学校	片浜小学校		
今沢中学校	今沢小学校		片浜・今沢
金岡中学校	金岡小学校	北部地域	かなおか
	沢田小学校		
門池中学校	門池小学校		かどいけ
大岡中学校	大岡小学校		きせがわ
	大岡南小学校		
第一中学校	第一小学校	中央地域	千本
第二中学校	第二小学校		
	千本小学校		
第五中学校	第五小学校		第五
	開北小学校		
第四中学校	第四小学校		第三・第四※
第三中学校	第三小学校	南部地域	
	香貫小学校		
大平中学校	大平小学校		三浦・戸田
静浦小中一貫学校			
長井崎中学校※	内浦小学校※		
	西浦小学校※		
戸田中学校※	戸田小学校※		

※再編予定

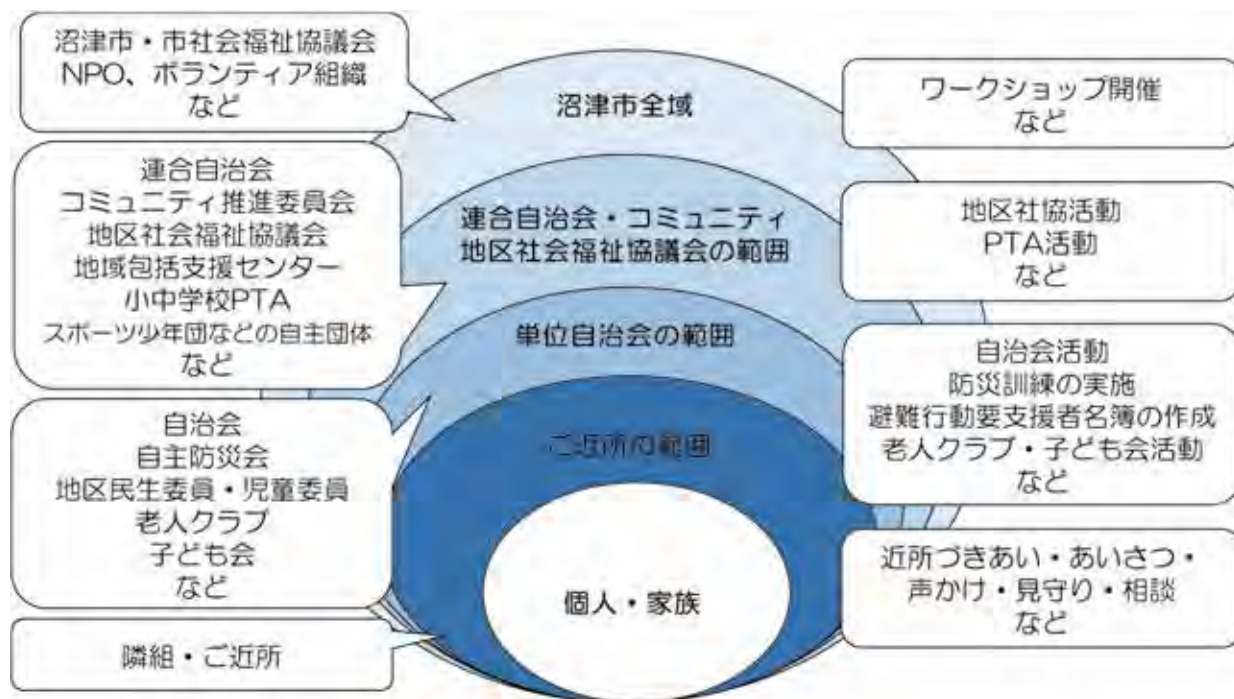
それぞれの団体の地域区分は互いに一致しない場合があります。

地域福祉における地域のネットワークとは

地域福祉においては、人と人とのつながり、ネットワークがとても重要です。特に「向こう三軒両隣」のご近所づきあいや地域の身近な相談相手、支援者の存在は大切です。お互いの顔が見える身近な地域では、福祉課題を持つ人の早期発見や見守り活動などが継続しやすい福祉活動となります。

このような活動だけでは解決困難な福祉課題に対しては、学校区や連合自治会などの生活圏における組織的な支援や様々な団体の活動が望まれます。さらに、広域的・専門的な福祉課題に対しては、支援団体の連携や行政による福祉サービスの提供が漏れなく行われるようにネットワークを構築し、それぞれの特性が活かせるしくみや活動の展開を考えていくことが必要です。

地域福祉における日常生活圏のイメージ図



※地域において、それぞれ特性や活動が異なるため例示となります。

第3章 計画の検討

1. 地域福祉を取り巻く環境

（1）本市の現状

① 少子高齢化の進行

本市の人口は、年々減少傾向にあり、令和2年3月末時点では194,207人、高齢化率は31.3%となっています。いわゆる超高齢社会を迎えており、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した年齢3区分別人口の推計によると、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、高齢化率は34%まで達すると推測されています。また、合計特殊出生率は、1.41（平成25～29年 厚生労働省人口動態保健所・市町村別統計）と、長期的に人口が維持される人口置換水準2.07を下回っており、今後、さらに人口減少、少子高齢化が進むことが予想されます。

② 課題の複雑化・複合化、ニーズの多様化

人口が減少する一方で、世帯数は増加傾向にあり、令和2年3月末時点では92,467世帯となっています。世帯あたりの人員は減少しており、特に一人暮らし高齢者数は上昇傾向にあります。

このような中、自治会加入率が減少するなど、地域社会とつながる機会の減少や社会的に孤立しがちな世帯が増えていくことが懸念されます。また、障害者手帳取得者、要介護・要支援認定者、外国人人口の増加、働き方やライフスタイル、個人の価値観の変化など、様々な事情が絡み合い、地域福祉に対するニーズはより多様化しています。

これらの事情から、今後、8050問題、ダブルケア、ひきこもり、子どもの貧困など、単一の福祉制度や支援機関のみでは解決が困難な複雑化・複合化した課題がより浮き彫りになることが予想されます。

③ 地域間の特性の違い

市全体としての傾向の一方で、地区ごとの状況には大きな違いが見られます。地区別の高齢化率（令和2年1月1日時点）の比較では、大岡地区が最も低く25.3%ですが、最も高い戸田地区では53.3%と大きな開きがあります。

さらに、地区ごとの風土や資源、住民の職業や住居の分布、近所同士の関係性、リーダーの存在など、数値では現れない特性の違いもみられます。

(2) 国の動向

① ニッポン一億総活躍プランの閣議決定

平成28年6月に決定されたニッポン一億総活躍プランに基づく、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして「**地域共生社会**」の実現が掲げられました。

地域共生社会とは、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会を目指すものです。

今後、支え手と受け手の関係を超え、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して暮らすことができる仕組みを構築することが必要とされています。

② 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 地域力強化検討会における地域共生社会に向けた取組

平成28年7月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、その部会である地域力強化検討会において、以下の5つの視点を重視しながら地域共生社会を目指すべきこととされました。

- ・それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦 <共生文化>
- ・すべての地域の構成員の参加・協働 <参加・協働>
- ・重層的なセーフティネットの構築 <予防的福祉の推進>
- ・包括的な支援体制の整備 <包括的支援体制>
- ・福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、
参加の場、働く場の創造<多様な場の創造>

このための仕組みとして、自分自身や家族、地域が自ら前向きに課題解決に取り組むことができる環境づくり、また、あらゆる課題を『丸ごと』受け止めるための相談、支援体制づくり、そして、受け止めた課題を地域で活躍するそれぞれの個人や組織が連携、協働し、解決に向けて取り組むことができる体制づくりを進めることとされました。

③ 社会福祉法の改正

社会福祉法は、平成29年6月に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、平成30年4月、その一部が改正されました。主な改正内容としては、次のような点が挙げられます。

- ・地域住民等は様々な地域生活課題の把握、解決に向け、関係機関とより連携を図る。また、国及び地方公共団体はそのために必要な措置を講ずるように努めることと規定した。（法第4条第2項、第6条第2項）
- ・市町村は、地域住民等や地域生活の支援を行う関係機関の相互協力が円滑に進むよう、地域生活課題の解決に資する支援等の包括的支援体制を整備するよう努めることと規定した。（法第106条の3第1項）
- ・市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める市町村地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、地域福祉の各分野における共通的な事項を記載した上位計画と位置づけることと規定した。（法第107条）

また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、令和3年4月、次の内容により施行されます。

- ・地域福祉の推進は、地域共生社会の実現を目指して行わなければならないと規定した。（法第4条第1項）
- ・国及び地方公共団体は、包括的な支援体制の整備等に加え、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めることと規定した。（法第6条第2項）
- ・市町村は、重層的支援体制整備事業※をはじめとする地域の実情に応じた施策の積極的な実施に努めることと規定した。（法第106条の3第1項）

※地域住民の複合化、複雑化した福祉ニーズに対応するための断らない包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3点を一体的に実施する事業。

④ SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年9月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030年までに先進国と開発途上国が取り組むべき国際目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。

地域福祉と特に関連の深い「すべての人に健康と福祉を」、「貧困をなくそう」などの目標に向けては、様々な取組を連動させ、持続可能で誰一人取り残さない地域福祉の実現を目指すことが求められています。

⑤ 新しい生活様式への順応

令和2年2月頃より、日本国内においても感染が広がりはじめた新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、「新しい生活様式」に順応していくことが求められています。一人ひとりが、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いなど基本的な感染対策を実践し、日常生活の中で新たな生活のスタイルを取り入れていく必要があります。

(3) 市民意見の集約

① 市民意識調査

市民意識調査において、地域福祉に対する意識調査及び意見の集約を行いました。

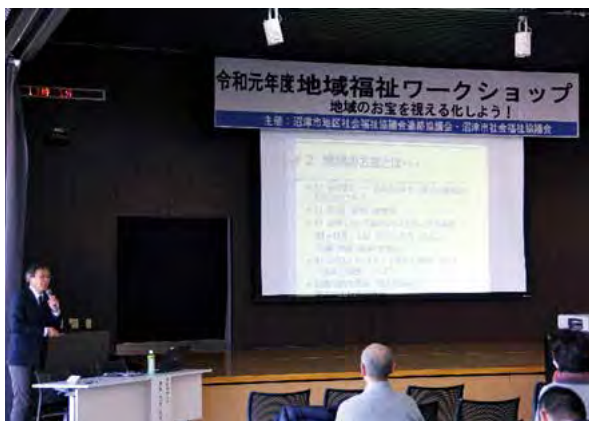
② 地域福祉座談会

市内の各地区社会福祉協議会の役員をはじめとした皆様に対し、地区ごとの福祉活動の状況や課題、今後の地域福祉に望むことなどの項目についてヒアリングを実施しました。



③ 地域福祉ワークショップ

各地区社会福祉協議会を中心に市民に参加を呼びかけ、グループワークを主体としたワークショップを開催し、地域活動の方向性の検討や地域福祉に関わる社会資源の見える化などを行いました。



④ パブリックコメント

令和3年2月から3月にかけて、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

（４）アンケート結果の分析

計画の策定にあたり、地域福祉の担い手や事業者に対して、地域活動や社会貢献活動への取組などに関するアンケートを実施し、本市の地域福祉に関する現状を分析しました。

① 地域福祉の推進に関する担い手アンケート調査（以下、担い手調査）

調査の概要

地域福祉の担い手に対し、統計データだけではわからない活動する上での考え方や課題、地域福祉の実情について調査しました。

調査の対象

日頃より年齢・性別・分野を問わず、あらゆる地域住民にとって最も身近な地域福祉の支え手として活躍する民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会を対象としました。

調査対象	配布数	備考
民生委員・児童委員	150	各地区民児協から7名から8名程度を対象
地区社会福祉協議会	100	各地区社協から5名程度を対象

回答者数（回答率）

216人（86.4%）

② 地域福祉に関する事業者動向調査（以下、事業者調査）

調査の概要

事業者の社会貢献活動への取組や今後の考え方について調査しました。

調査の対象

沼津市内の2,000事業者

回答者数（回答率）

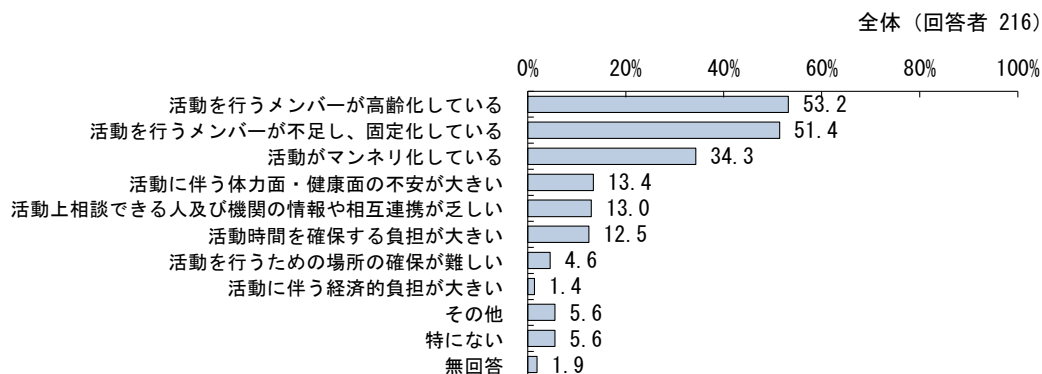
831事業者（41.6%）

※次頁以降の分析に掲載するグラフは、各アンケートの設問から抜粋したものです。他の設問も含めた結果については、資料編に掲載しています。

【地域福祉活動の上での課題について】

【担い手調査】

問 あなたが福祉に関わる活動に携わる中で改善したい点について教えてください。
（“〇”は3つまで）



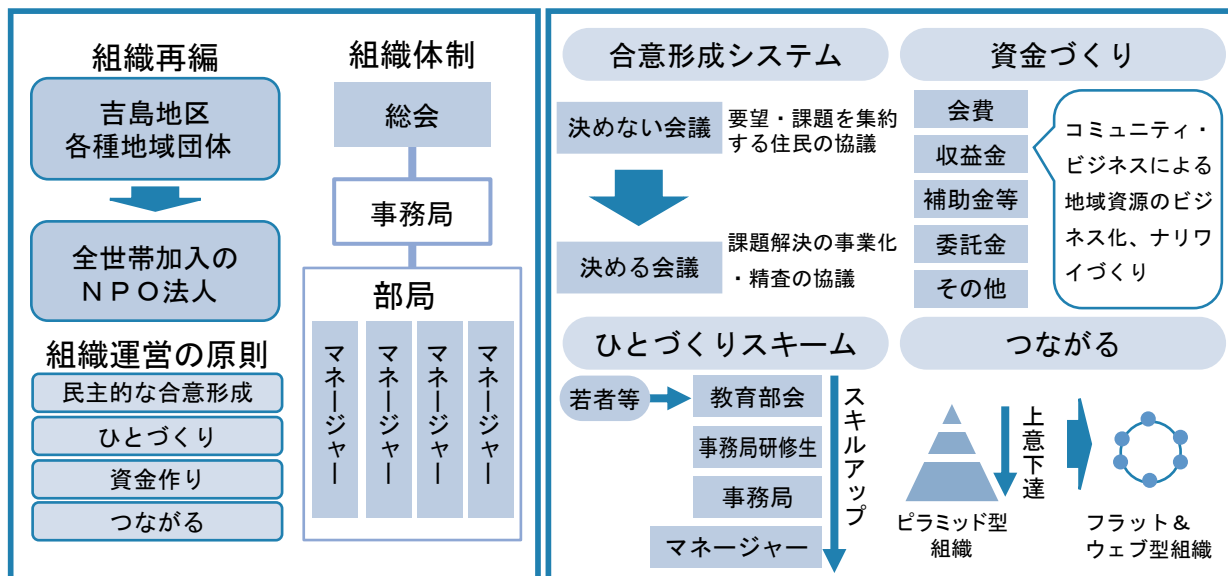
「活動を行うメンバーが高齢化している」、「活動を行うメンバーが不足し、固定化している」、「活動がマンネリ化している」との意見が多く挙げられました。

これらの意見は相互に関連しており、担い手が高齢化しているため、依頼できる人を探した場合にいつも同じ人になりがちであり、結果的に新たなアイデアが生まれずマンネリ化してしまうというサイクルが生まれてしまいます。

住民主体での地域活動改善のしくみづくり

地域における自主的な活動が重要となる中、多くの地域では、メンバーの固定化や担い手不足などの課題を抱えています。今後の地域活動においては、それぞれの地域の現状を把握するとともに、様々な事例を通じた勉強会や他地域における好事例の導入などを通じ、地域住民同士でじっくりと時間をかけ、自立的で持続的な組織体制・基盤の整備を行うなど、住民主体による新たな仕組みづくりが求められています。

事例：持続的な地域活動システム（NPO 法人きらりよしじまネットワーク）

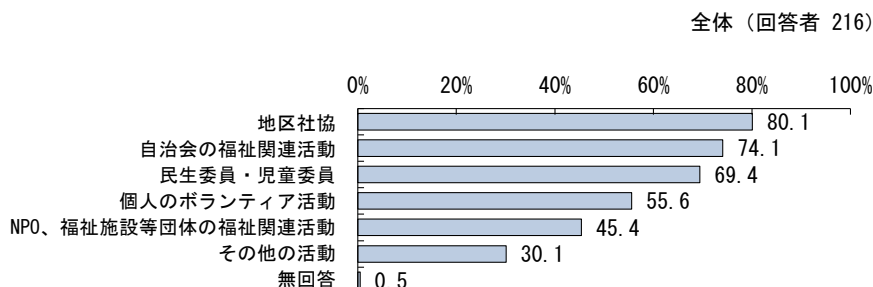


参考：山形県地域振興部「地域運営組織形成のための手順書」

【活動の負担と活動の継続状況について】

【担い手調査】

問 あなたが携わっている、あるいは携わってきた福祉活動を教えてください。（複数回答可）また、“○”をつけた、それぞれの活動における負担感について教えてください。



民生委員・児童委員、地区社協の多くが、地域福祉における複数の役割を担っている事が分かります。

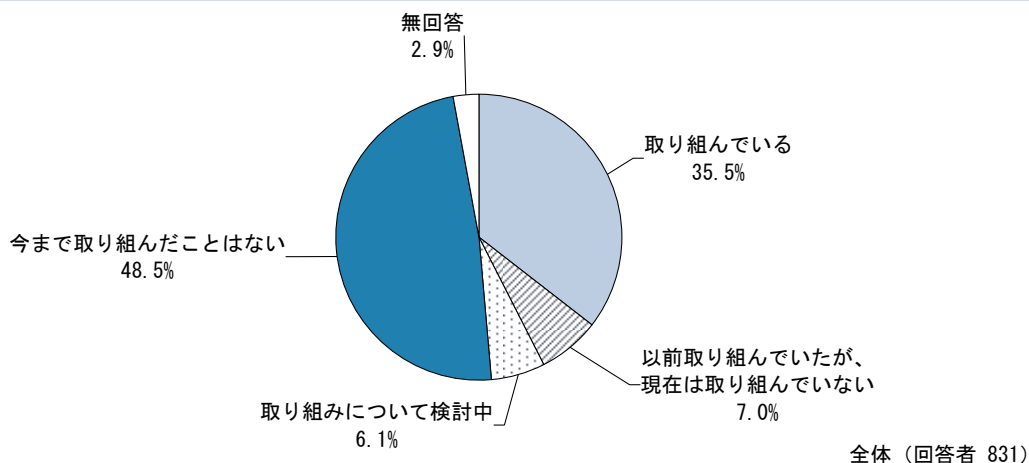
また、どの活動においても「負担は（あまり）感じない」とする人が半数以上を占めており、「とても負担に感じる」と回答した人は10%を下回っています。

しかし、回答者は、半数以上が特定の職業に就いていないこと、9割の方が60歳代以上であることを考慮する必要があります。

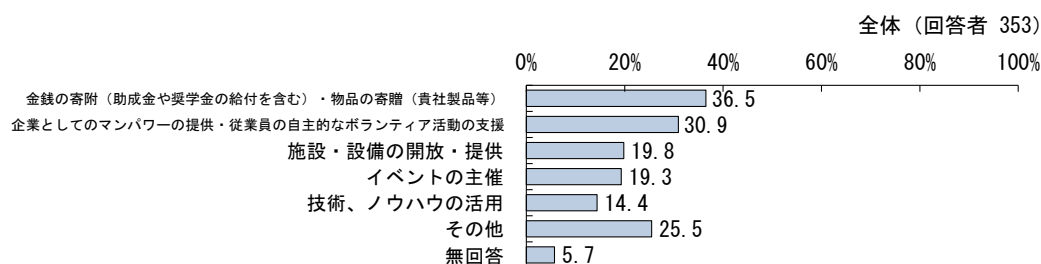
【事業者調査】

問 社会貢献活動の内容について教えてください。

社会貢献活動への取組状況

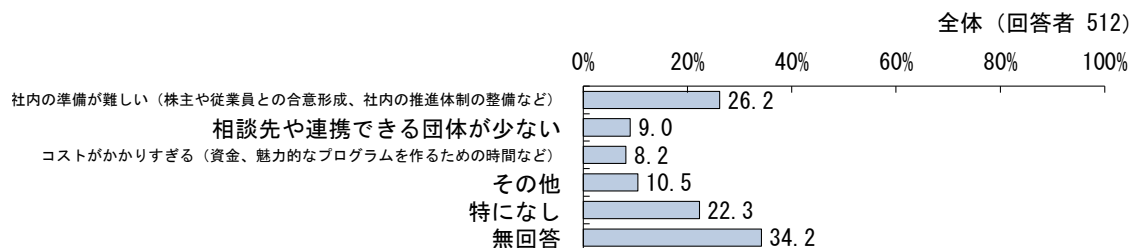


これまでに実施した活動内容について教えてください。（○はいくつでも）



【事業者調査】

問 現在、社会貢献活動に取り組んでいない理由について教えてください。（○はいくつでも）

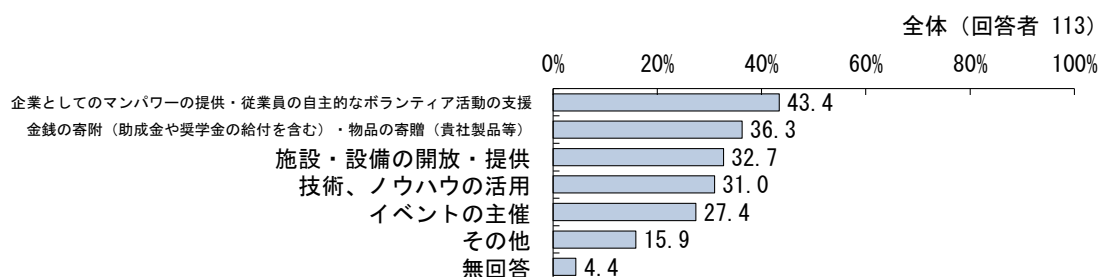


活動内容は、「金銭の寄附（助成金や奨学金の給付を含む）・物品の寄贈（貴社製品等）」が最も多くなっています。続いて「企業としてのマンパワーの提供・従業員の自主的なボランティア活動の支援」が続いています。

一方、活動に取り組んでいない理由として「社内の準備が難しい（株主や従業員との合意形成、社内の推進体制の整備など）」が多く挙げられており、事業者内にて合意を得やすくなるような意識の啓発や仕組みが必要です。

【事業者調査】

問 これから取り組みたい活動について教えてください。（○はいくつでも）



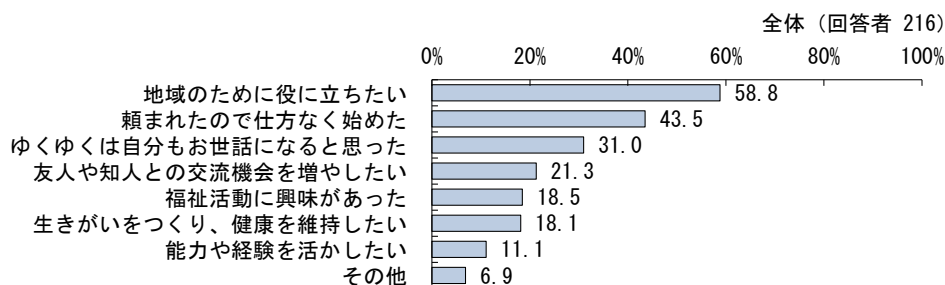
今後の社会貢献活動としては、「企業としてのマンパワーの提供・従業員の自主的なボランティア活動の支援」や「施設・設備の開放・提供」といった貢献をしたいと考える事業者が多くなっています。

地域の福祉活動において担い手や拠点は重要な要素であり、事業者の望む活動と地域のニーズとのマッチングに向けた情報の提供や連携の強化が求められます。

【地域福祉活動への参加と継続の動機について】

【担い手調査】

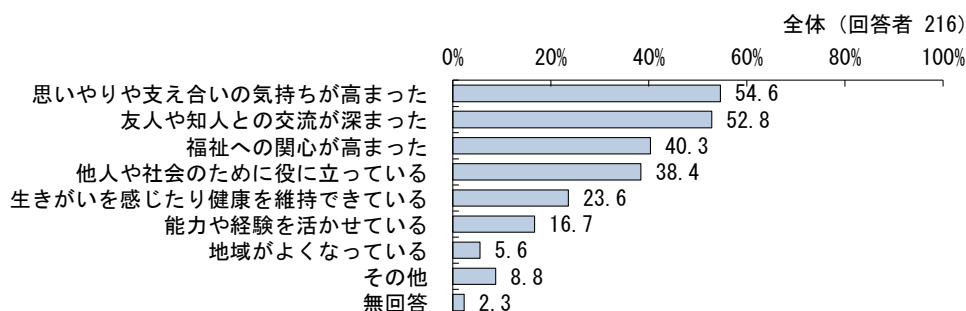
問 あなたが福祉に関わる活動を始めたときの動機について教えてください。（“○”は3つまで）



「地域のために役に立ちたい」が最も多く、続いて「頼まれたので仕方なく始めた」となっています。また、3割以上の地区で、「頼まれたので仕方なく始めた」人が半数を超えています。これは、消極的な動機であっても、地域福祉の担い手になり得ることを示しています。

【担い手調査】

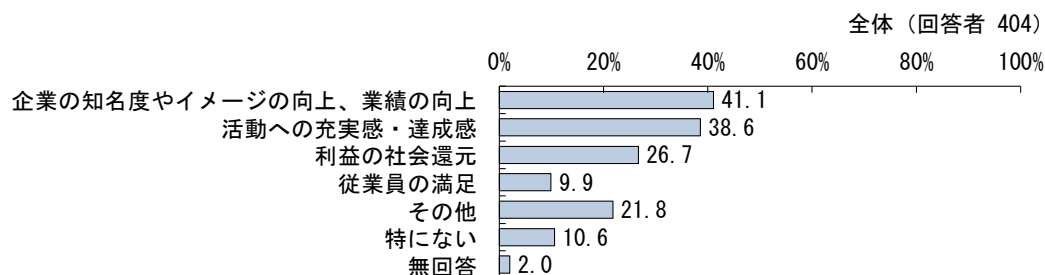
問 福祉に関わる活動に携わる中で良かったことについて教えてください。（“○”は3つまで）



市全体としては「思いやりや支え合いの気持ちが高まった」、「福祉への関心が高まった」といった回答が多く、「頼まれたので仕方なく始めた」という消極的な動機であっても、活動に参加することで福祉に対する意識が醸成されていくことがわかります。

【事業者調査】

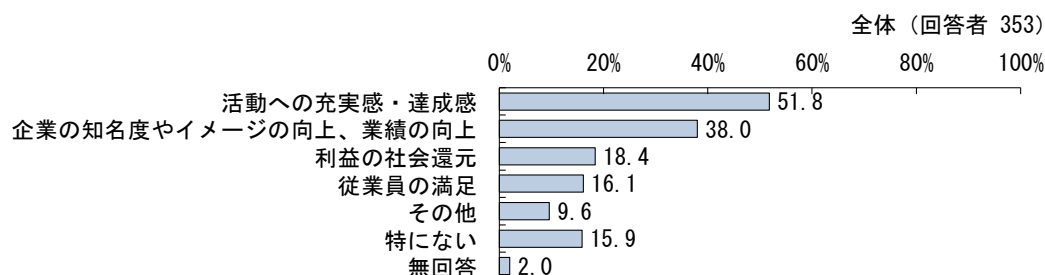
問 社会貢献活動に取り組まれるようになったのはなぜですか。あるいは取り組もうとした理由は何ですか。（○はいくつでも）



事業者の社会貢献活動への動機は、個人とは異なり、「企業の知名度やイメージの向上、業績の向上」が最も多くなっています。事業者の社会貢献を地域住民が肯定的に受け止める風土の醸成など、事業者と地域とが密接にコミュニケーションをとることが重要となります。

【事業者調査】

問 社会貢献活動に取り組まれた結果として得られたと思われる効果について教えてください。（○はいくつでも）



始めた動機である「企業の知名度やイメージの向上、業績の向上」よりも「活動への充実感・達成感」の方が大きくなっています。

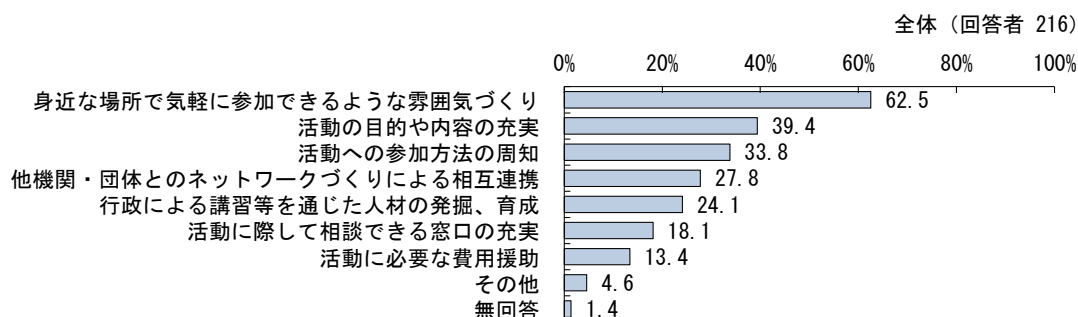
このことは「企業の知名度やイメージの向上、業績の向上」も活動継続の上で重要ですが、実際に社会貢献をした場合に得られた充実感・達成感に満足していることがうかがえます。

社会貢献活動を通じて支援を受けた人も、事業者が営利団体であるという立場を考慮し、事業者に対して何かしらのかたちで利益をもたらす支え合いの仕組みが求められます。

【担い手を増やす方策について】

【担い手調査】

問 地域福祉活動に参加する人を増やすには、どのようなことが必要だと思いますか。
（“○”は3つまで）



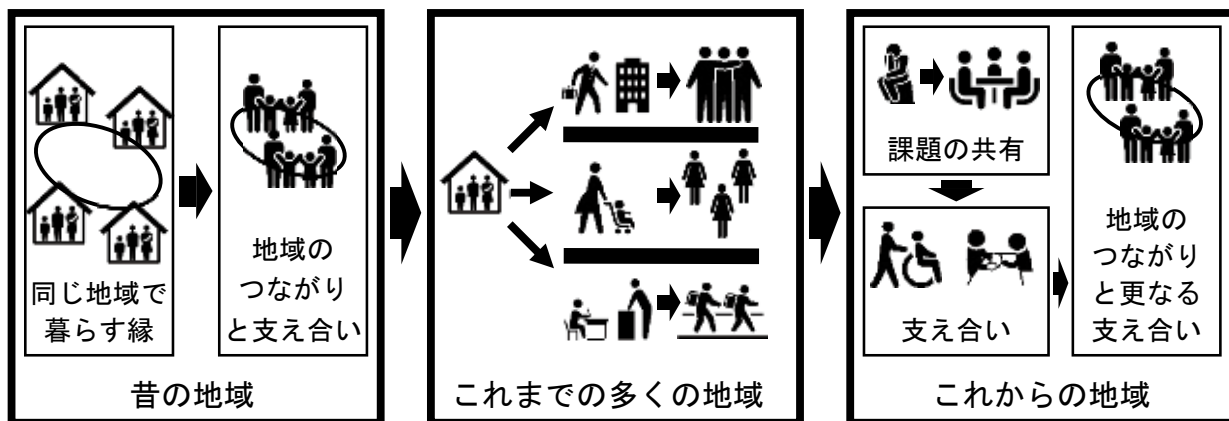
地域福祉活動の参加者増加に必要なことでは、「身近な場所で気軽に参加できるような雰囲気づくり」が最も多く、以下「活動の目的や内容の充実」、「活動への参加方法の周知」、「他機関、他団体とのネットワークづくりによる相互連携、助け合い」となっています。

「気軽に参加できる雰囲気づくり」は、各地域におけるコミュニティ活動の中で取り組むことが求められます。また、行政や市社協においても、地域福祉に対する意識の向上や参加の機会づくりなどを通じ、地域の自主的な活動を後押しする支援も求められます。

地域福祉活動の重要性

昔は、地域とともに暮らす人同士での支え合いが行われていました。しかし、社会の変化にともない、地域で住む人たちが、性別や年齢等によって割り振られた仕事や家事・育児、学習など、それぞれの役割に応じて、ばらばらに生活するようになっていきます。このため、地域で互いに支え合う力が失われつつあると指摘されてきました。

これからは、地域に暮らす人同士で課題を共有し、支え合い、地域のつながりを再び活性化させていくことが求められています。

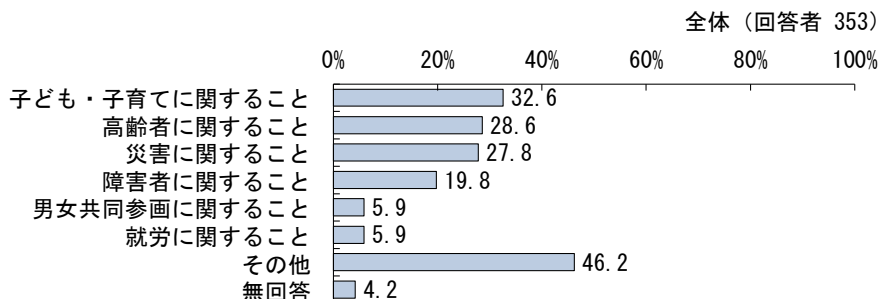


【主体同士の連携について】

【事業者調査】

問 社会貢献活動の内容について教えてください。

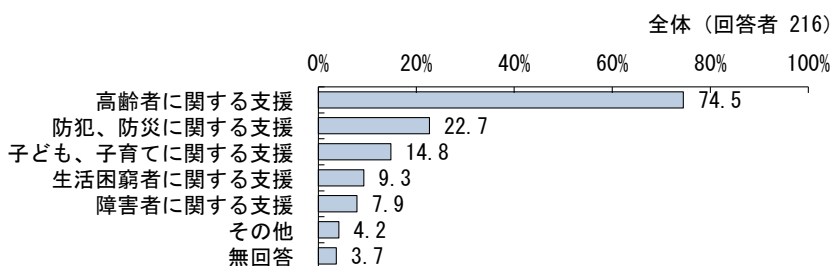
活動対象分野を教えてください。(○はいくつでも) ※過去に実施していたものも含みます。



現在、社会貢献活動に取り組んでいる事業者では「子ども・子育てに関すること」、以前取り組んでいたが、現在は取り組んでいない事業者では「災害に関すること」への取組が多くなっています。事業者にとって取組を継続しやすい活動は「子ども・子育てに関すること」であることがうかがえます。また、多くの事業者層で「その他」が多く、行政の一般的な区分としての保健福祉、社会貢献と事業者が実施する活動が一致していないことから、社会貢献活動に対する情報提供と意識の共有が求められます。

【担い手調査】

問 あなたの地区において特に支援が必要な分野は何ですか。



また、地域の担い手にとって、「子ども・子育てに関する支援」を必要と考えているのは15%程度であり、事業者の実施していることとの間でギャップがあります。

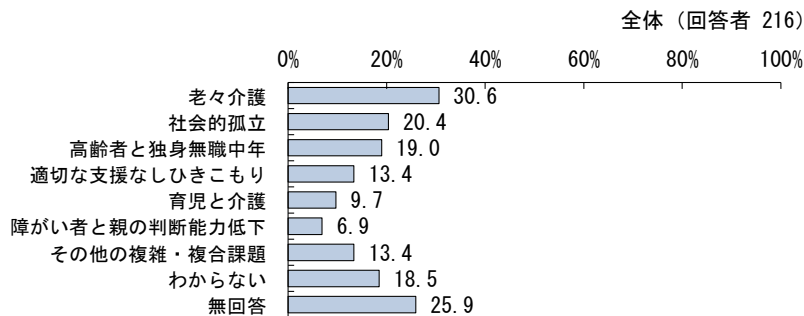
地域生活課題を解決していくためにあらゆる主体が連携することは大切ですが、その際、行政と事業者、事業者と地域など、主体同士の間にあるイメージや需要と供給のギャップを埋めるための情報共有やコミュニケーションが求められます。

【複雑化・複合化した課題の対応について】

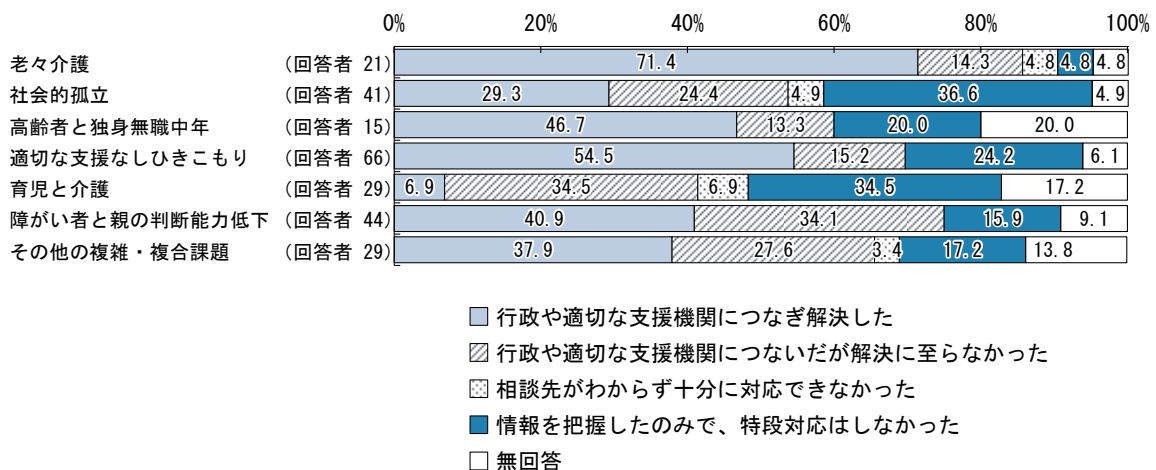
【担い手調査】

問 日頃の活動を通じて次のような世帯を把握したことがありますか。(複数回答可) また、その後の対応について教えてください。

地域における複合課題の担い手の認知状況



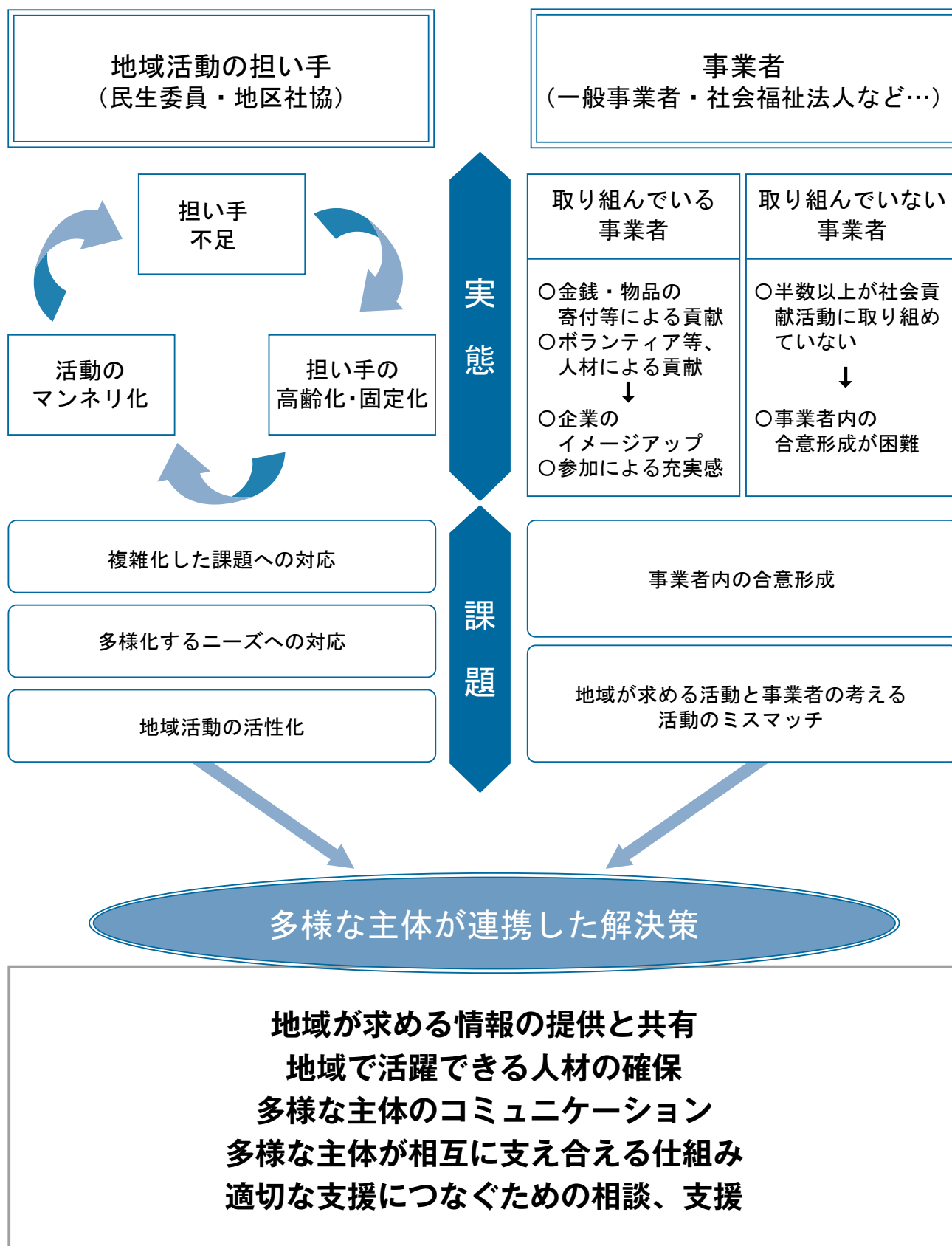
地域における複合課題への対応



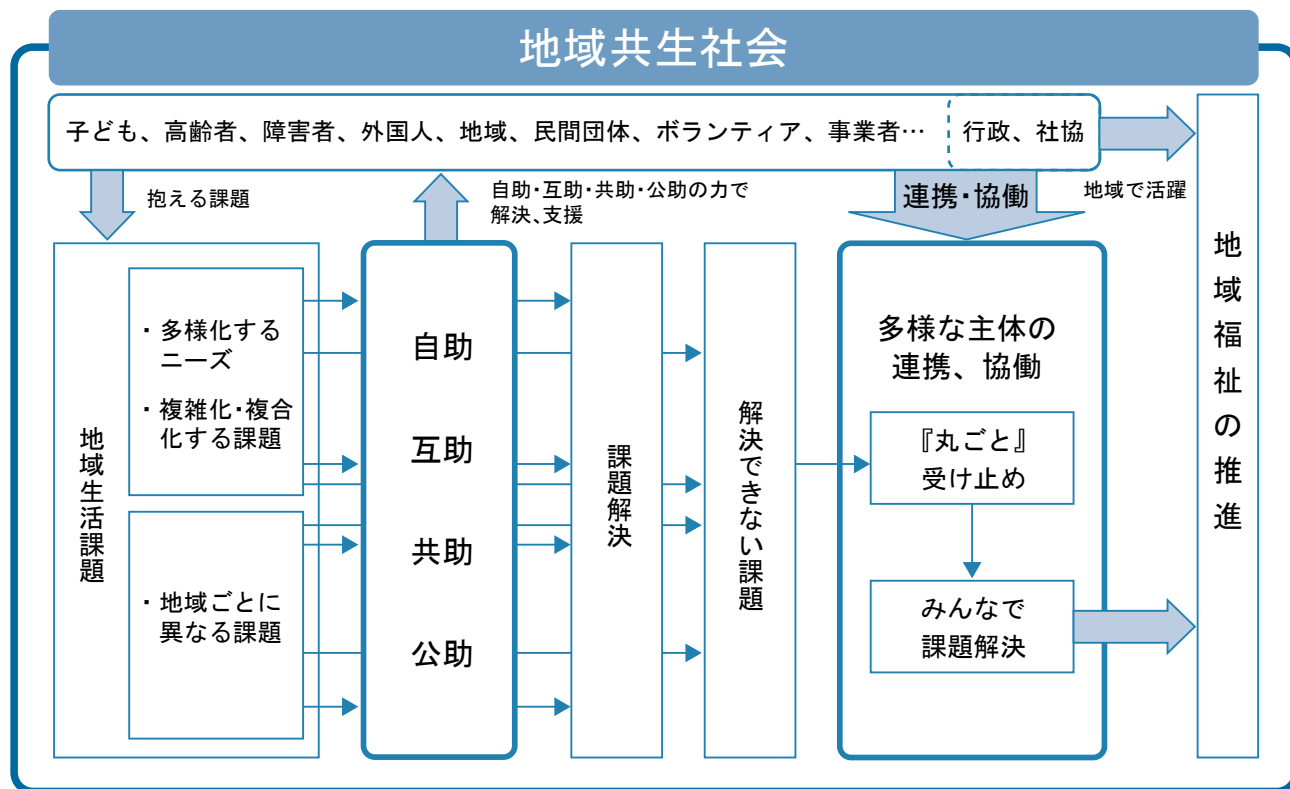
回答者のうち多くの人が、地域の中で複雑化・複合化した課題を認知していると回答しています。また、こうした課題が増えていると感じている人も多くいました。

このような課題への地域での対応について、老々介護のような高齢者に関わる課題のように支援のつなぎ方に関わる課題は得意とする一方で、育児と介護のような様々な世代や分野がまたがる課題や社会的孤立のような様々な配慮が必要になる課題については、つなぐことが困難とされており、課題を『丸ごと』受け止める仕組みづくりが重要です。

【まとめ】 アンケート結果の分析



2. 計画の方向性



（1）地域共生社会の実現

地域福祉においては、「困った時はお互い様」という支え合いの精神や人と人とのつながりがとても重要です。

しかし、全国的な傾向と同様に本市においても、少子高齢・人口減少社会を迎え、単独世帯や一人暮らし高齢者の増加、自治会加入率の減少、地域活動の担い手不足など、地域における関係性が希薄化しています。

また、障害者手帳取得者、要介護・要支援認定者、外国人人口の増加、働き方やライフスタイル、個人の価値観の変化などから、地域福祉に対するニーズは多様化し、今後、単一の福祉制度や支援機関のみでは解決が困難な複雑化・複合化した課題がより浮き彫りになることが予想されます。

これらの社会環境や生活の変化を踏まえ、あらゆる住民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、住民、地域、ボランティア、各種団体、事業者、行政、社会福祉協議会など多様な主体が共に支え合い、一人ひとりの生きがいや暮らしやすい地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

地域共生社会とは・・・

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

自助・互助・共助・公助とは・・・

自助・互助・共助・公助の位置づけとして、本計画では「厚生労働省 地域包括ケア研究会報告書」を参考に以下のとおり整理します。

自助 自身の課題に対し、自ら解決を試みる（自分のことを自分でする）

互助 住民やボランティアによる地域活動（自発的な支え合い）

共助 医療、介護保険など制度化された相互扶助やサービス（リスクを共有する仲間同士の負担による支え合い）

公助 公的な福祉サービス（税による公の負担）



（平成25年3月 厚生労働省 地域包括ケア研究会報告書）

（2）多様な主体の連携、協働

地域共生社会の実現のためには、住民が抱えるあらゆる課題を解決する取組が必要です。

しかし、今後は住民、地域、行政や関係機関などがそれぞれ単独で支援するだけでは解決が困難な課題がますます増えていくものと予想されます。

関係するすべての住民や組織が自らの課題として考え、互いの長所を活かし、協力しながら解決を図ることが求められます。

そのため、様々な地域生活課題に対して、地域住民や団体、事業者など多様な主体が『我が事』として捉えながら、制度や分野を問わず『丸ごと』受け止め、支援の受け手と支え手という関係を超えて連携、協働していくための体制をつくります。

（3）自助、互助、公助の充実、共助との連携

多様な主体が連携、協働し、共に課題解決するためのポイントとなるのは、自分自身や地域が抱えている課題をしっかりと把握し、それぞれの事情や実情にあった解決策につなげることです。

一人ひとりの福祉ニーズの多様化に加え、それぞれの地域においても、高齢化率の差、風土や資源、人材、近所同士の関係性などの特性が異なり、抱える課題も様々です。

あらゆる課題を的確に捉え、自らの事情に合った解決策を考えることができる“自助”の力を持った人材、それぞれの実情に応じて“互助”による課題解決ができる地域力、住民と地域を支える公的サービスである“公助”は、地域共生社会の実現に向けた多様な主体の連携、協働の基礎となるものです。これらをさらに充実させるとともに、介護保険などの制度化された相互扶助である“共助”との連携を図ります。

（４）地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定する計画です。地域の現状や課題について、支援や解決に向けたサービスを確保する体制を整備するための理念を示すものであり、高齢者、障害者、児童、その他のあらゆる福祉分野に関し共通して取り組むべき事項を定めます。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に規定されている市町村社会福祉協議会が住民や民間団体の自発的な福祉活動の推進に向け策定する、住民参加を前提とした実践計画です。

いずれの計画も「住民」や「地域」における地域福祉の推進という共通の目的を有していることから、策定過程における協働や冊子の合冊など一体的な策定を行うとともに、各種事業においても相互に連携し、より効果的な推進を図ります。

社会福祉協議会とは・・・

○市社会福祉協議会の法律上の位置づけ

市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定される「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、主に次の事業を行っています。

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成

○民間組織としての性格

行政の福祉サービスのみでは十分に対応できない課題の解決や支援の方策を展開できる公的な団体として、戦後間もない頃より組織化されました。公共性と民間性を持ち合わせた団体として、あらゆる福祉分野の支援や、住民、地域団体、ボランティアの方々と協働し地域福祉活動や福祉サービスを展開しています。

○地区社会福祉協議会

各地区において、地域福祉推進のための講座、見守り支援、いきがい・居場所づくりなどの様々な事業について、市社会福祉協議会と連携し展開しています。

市内には、概ね中学校区ごとに20地区社協が設置され、自治会、民生委員・児童委員、保護司、老人クラブ、子ども会、PTAなどの各種団体の関係者や地域ボランティアの皆さんなどにより構成されています。

（５）計画の進捗管理

社会福祉法では、市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるものと規定しています。本計画は、地域福祉活動計画と合わせ、P（計画）・D（実行）・C（点検）・A（評価・改善）サイクルに基づき、事業の実施状況について評価し、適切な進捗管理を行います。

